

第3編 津波災害対策編

第3編 津波災害対策編

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 災害予防対策..... | 1 |
| 第1節 津波に強いまちの形成..... | 1 |
| 第1. 目的..... | 1 |
| 第2. 津波浸水想定..... | 1 |
| 第3. 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置..... | 1 |
| 第4. 計画相互の有機的な連携..... | 1 |
| 第5. 地震防災緊急事業五箇年計画..... | 2 |
| 第6. 長寿命化計画の作成..... | 2 |
| 第7. 石油コンビナート等防災計画への対応..... | 2 |
| 第8. 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応..... | 2 |
| 第2節 海岸保全施設等の整備..... | 4 |
| 第1. 目的..... | 4 |
| 第2. 海岸保全施設等の整備..... | 4 |
| 第3. 港湾・漁港等の施設の耐震化、耐津波強化..... | 7 |
| 第4. 道路盛土等の活用..... | 7 |
| 第5. 農業施設等における地震・津波対策..... | 7 |
| 第3節 交通施設の災害対策..... | 8 |
| 第1. 目的..... | 8 |
| 第2. 道路施設..... | 8 |
| 第3. 港湾施設..... | 9 |
| 第4. 漁港施設..... | 9 |
| 第4節 都市の防災対策..... | 10 |
| 第1. 目的..... | 10 |
| 第2. 地域防災計画と都市計画との関連への配慮..... | 10 |
| 第3. 都市公園施設..... | 10 |
| 第4. 津波避難を考慮した都市施設の整備..... | 10 |
| 第5. 臨海部の津波対策..... | 11 |
| 第6. 津波による漂流物対策の推進..... | 11 |

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 第5節 | 建築物等の安全化予防対策 | 12 |
| 第1. | 目的 | 12 |
| 第2. | 公共建築物 | 12 |
| 第3. | 一般建築物 | 13 |
| 第4. | 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 | 13 |
| 第5. | ブロック塀等の安全対策 | 14 |
| 第6. | 落下物防止対策 | 14 |
| 第7. | 建物内の安全対策 | 14 |
| 第8. | 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策 | 14 |
| 第9. | 文化財の防災対策 | 14 |
| 第6節 | ライフライン施設等の予防対策 | 15 |
| 第1. | 目的 | 15 |
| 第2. | 水道施設 | 15 |
| 第3. | 下水道施設 | 16 |
| 第4. | 電力施設 | 16 |
| 第5. | ガス施設 | 17 |
| 第6. | 電信・電話施設 | 19 |
| 第7. | 共同溝・電線共同溝の整備 | 20 |
| 第8. | 廃棄物処理施設 | 20 |
| 第7節 | 危険物施設等の予防対策 | 21 |
| 第8節 | 防災知識の普及 | 22 |
| 第1. | 目的 | 22 |
| 第2. | 防災知識の普及、徹底 | 22 |
| 第3. | 学校等教育機関における防災教育 | 24 |
| 第4. | 住民の取り組み | 24 |
| 第5. | 防災指導員の育成 | 24 |
| 第6. | 災害教訓の伝承 | 24 |
| 第9節 | 地震・津波防災訓練の実施 | 25 |
| 第1. | 目的 | 25 |
| 第2. | 防災訓練の実施とフィードバック | 25 |
| 第3. | 町の防災訓練 | 26 |
| 第4. | 防災関係機関の防災訓練 | 26 |
| 第5. | 救助・救急関係機関の教育訓練 | 26 |

| | | |
|--------|-----------------------------|----|
| 第 6. | 通信関係機関の非常通信訓練 | 26 |
| 第 7. | 学校等の防災訓練 | 26 |
| 第 8. | 企業の防災訓練 | 27 |
| 第 9. | 訓練及び普及内容 | 27 |
| 第 10 節 | 地域における防災体制 | 29 |
| 第 1. | 目的 | 29 |
| 第 2. | 地域における自主防災組織の果たすべき役割 | 29 |
| 第 3. | 自主防災組織の育成・指導 | 29 |
| 第 4. | 自主防災組織の活動 | 30 |
| 第 5. | 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 | 31 |
| 第 11 節 | ボランティアのコーディネート | 32 |
| 第 12 節 | 企業等の防災対策の推進 | 33 |
| 第 13 節 | 津波調査研究等の推進 | 34 |
| 第 1. | 目的 | 34 |
| 第 2. | 津波監視システムの整備 | 34 |
| 第 3. | 被災原因の分析及びフィードバック | 34 |
| 第 4. | 防災対策研究の国際的な情報発信 | 34 |
| 第 14 節 | 津波監視体制、伝達体制の整備 | 35 |
| 第 1. | 目的 | 35 |
| 第 2. | 津波の観測・監視体制の整備 | 35 |
| 第 3. | 津波観測・監視体制の整備 | 37 |
| 第 4. | 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備 | 37 |
| 第 15 節 | 情報通信網の整備 | 40 |
| 第 1. | 目的 | 40 |
| 第 2. | 町における災害通信網の整備 | 40 |
| 第 3. | 防災関係機関における災害通信網の整備 | 40 |
| 第 16 節 | 職員の配備体制 | 41 |
| 第 17 節 | 防災拠点等の整備・充実 | 42 |
| 第 1. | 目的 | 42 |
| 第 2. | 防災拠点の整備及び連携 | 42 |
| 第 3. | 防災拠点機能の確保・充実 | 42 |
| 第 4. | ヘリポートの整備 | 43 |
| 第 5. | 防災用資機材等の整備・充実 | 43 |

| | | |
|------|-------------------|----|
| 第6. | 防災用資機材の確保対策 | 43 |
| 第18節 | 相互応援体制の整備 | 44 |
| 第19節 | 医療救護体制・福祉支援体制の整備 | 45 |
| 第20節 | 火災予防対策 | 46 |
| 第1. | 目的 | 46 |
| 第2. | 地震による出火防止、火災予防の徹底 | 46 |
| 第3. | 津波による出火防止、火災予防の徹底 | 46 |
| 第4. | 消防力の強化 | 47 |
| 第5. | 消防水利の整備 | 47 |
| 第6. | 消防計画の充実強化 | 47 |
| 第7. | 海上における火災の防止 | 47 |
| 第8. | 消防協定の締結 | 48 |
| 第21節 | 緊急輸送体制の整備 | 49 |
| 第22節 | 避難対策 | 50 |
| 第1. | 目的 | 50 |
| 第2. | 徒歩避難の原則の周知 | 50 |
| 第3. | 指定緊急避難場所等の確保 | 51 |
| 第4. | 避難路の確保 | 51 |
| 第5. | 避難路等の整備 | 51 |
| 第6. | 避難誘導體制の整備 | 52 |
| 第7. | 避難行動要支援者の支援方策 | 53 |
| 第8. | 消防機関等の対応 | 53 |
| 第9. | 教育機関における対応 | 53 |
| 第10. | 津波避難計画の策定 | 54 |
| 第11. | 避難に関する広報 | 55 |
| 第23節 | 避難受入れ対策 | 56 |
| 第1. | 目的 | 56 |
| 第2. | 避難所の確保 | 56 |
| 第3. | 避難の長期化対策 | 57 |
| 第4. | 避難所における愛玩動物の対策 | 57 |
| 第5. | 応急仮設住宅対策 | 58 |
| 第6. | 帰宅困難者対策 | 58 |
| 第7. | 被災者等への情報伝達体制等の整備 | 58 |

| | | |
|------------|---------------------|-----------|
| 第24節 | 食料、飲料水及び生活物資の確保 | 59 |
| 第25節 | 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 | 60 |
| 第26節 | 複合災害対策 | 61 |
| 第27節 | 遺体等の捜索・処理・埋葬 | 62 |
| 第28節 | 災害廃棄物対策 | 63 |
| 第1. | 目的 | 63 |
| 第2. | 処理体制 | 63 |
| 第3. | 主な措置内容 | 63 |
| 第4. | 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築 | 64 |
| 第2章 | 災害応急対策 | 65 |
| 第1節 | 情報の収集・伝達 | 65 |
| 第1. | 目的 | 65 |
| 第2. | 緊急地震速報 | 65 |
| 第3. | 大津波警報、津波警報等の伝達 | 65 |
| 第4. | 地震・津波情報 | 66 |
| 第5. | 災害情報収集・伝達 | 71 |
| 第6. | 通信・放送手段の確保 | 71 |
| 第2節 | 災害広報活動 | 72 |
| 第3節 | 防災活動体制 | 73 |
| 第4節 | 相互応援活動 | 74 |
| 第5節 | 災害救助法の適用 | 75 |
| 第6節 | 自衛隊の災害派遣 | 76 |
| 第7節 | 救急・救助活動 | 77 |
| 第8節 | 医療救護活動 | 78 |
| 第9節 | 消火活動 | 79 |
| 第1. | 目的 | 79 |
| 第2. | 火災応急対策 | 79 |
| 第10節 | 交通・輸送活動 | 80 |
| 第11節 | ヘリコプターの活動 | 81 |
| 第12節 | 避難活動 | 82 |
| 第1. | 目的 | 82 |

| | | |
|--------|-----------------------|----|
| 第 2. | 津波の警戒 | 82 |
| 第 3. | 避難指示等 | 83 |
| 第 4. | 避難指示等の内容及び周知 | 85 |
| 第 5. | 避難誘導 | 85 |
| 第 6. | 避難所の開設及び運営 | 85 |
| 第 7. | 避難情報の発令等による広域避難 | 85 |
| 第 8. | 避難長期化への対処 | 85 |
| 第 9. | 帰宅困難者対策 | 85 |
| 第 10. | 孤立集落の安否確認対策 | 86 |
| 第 11. | 広域避難者への支援 | 86 |
| 第 12. | 在宅避難者への支援 | 86 |
| 第 13. | 学校・社会福祉施設等における避難対策 | 86 |
| 第 14. | 避難所以外への避難者の誘導 | 86 |
| 第 13 節 | 応急仮設住宅等の確保 | 87 |
| 第 14 節 | 相談活動 | 88 |
| 第 15 節 | 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 | 89 |
| 第 16 節 | 愛玩動物の収容対策 | 90 |
| 第 17 節 | 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 | 91 |
| 第 18 節 | 防疫・保健衛生活動 | 92 |
| 第 1. | 目的 | 92 |
| 第 2. | 防疫 | 92 |
| 第 3. | 保健対策 | 92 |
| 第 4. | 食品衛生対策 | 92 |
| 第 19 節 | 遺体等の捜索・処理・埋葬 | 93 |
| 第 20 節 | 災害廃棄物処理活動 | 94 |
| 第 1. | 目的 | 94 |
| 第 2. | 災害廃棄物の処理 | 94 |
| 第 3. | 処理体制 | 94 |
| 第 4. | 処理方法 | 94 |
| 第 5. | 推進方策 | 94 |
| 第 6. | 海に流出した災害廃棄物の処理 | 95 |
| 第 7. | 障害物の除去 | 95 |
| 第 21 節 | 社会秩序維持活動 | 96 |

| | | |
|------------|-------------------|------------|
| 第22節 | 教育活動 | 97 |
| 第23節 | 防災資機材及び労働力の確保 | 98 |
| 第24節 | 公共土木施設等の応急対策 | 99 |
| 第1. | 目的 | 99 |
| 第2. | 交通対策 | 99 |
| 第3. | 道路施設 | 99 |
| 第4. | 用水路管理施設 | 99 |
| 第5. | 海岸保全施設 | 99 |
| 第6. | 港湾施設 | 100 |
| 第7. | 漁港施設 | 100 |
| 第8. | 農地、農業施設 | 101 |
| 第9. | 都市公園施設 | 101 |
| 第10. | 廃棄物処理施設 | 101 |
| 第11. | 被災宅地に関する危険度判定等の実施 | 102 |
| 第25節 | ライフライン施設等の応急復旧 | 103 |
| 第26節 | 危険物施設等の安全確保 | 104 |
| 第27節 | 農林水産業の応急対策 | 105 |
| 第1. | 目的 | 105 |
| 第2. | 農業施設 | 105 |
| 第3. | ため池、堤等施設 | 105 |
| 第4. | 漁港施設 | 105 |
| 第5. | 農産物 | 105 |
| 第6. | 水産業 | 107 |
| 第28節 | 二次災害・複合災害防止対策 | 108 |
| 第1. | 目的 | 108 |
| 第2. | 二次災害の防止活動 | 108 |
| 第3. | 風評被害等の軽減対策 | 109 |
| 第29節 | 応急公用負担等の実施 | 110 |
| 第30節 | ボランティア活動 | 111 |
| 第31節 | 海外からの支援の受入れ | 112 |
| 第3章 | 災害復旧・復興対策 | 113 |

| | | |
|-----|-----------------|-----|
| 第1節 | 災害復旧・復興計画..... | 113 |
| 第2節 | 生活再建支援..... | 114 |
| 第3節 | 住宅復旧支援..... | 115 |
| 第4節 | 産業復興支援..... | 116 |
| 第5節 | 都市基盤の復興対策..... | 117 |
| 第6節 | 義援金の受入れ、配分..... | 118 |
| 第7節 | 激甚災害の指定..... | 119 |
| 第8節 | 災害対応の検証..... | 120 |

第1章 災害予防対策

第1節 津波に強いまちの形成

| | |
|------|---|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、財政課、建設課、教育総務課、長寿社会課、健康福祉課、子ども未来課、生涯学習課、七ヶ浜国際村 |
|------|---|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-------------------------------|----|-------|-------|
| ● | 津波災害に対する、被害想定等の情報の共有及び事前教育の実施 | ○ | | |
| ● | 津波から身を守る為の事前対策 | ○ | | |
| ● | 津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備、改善 | ○ | | |

第1. 目的

町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第2. 津波浸水想定

町は、県が実施する津波浸水想定（津波災害のおそれがある区域）について住民へ公表し、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に実施する。

第3. 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定避難場所及び避難路・避難階段等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。また、地域の特性に応じた避難関連施設の整備の推進に配慮するよう努める。

第4. 計画相互の有機的な連携

町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、津波ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第5. 地震防災緊急事業五箇年計画

県が策定する「地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）」に定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備、改善を促進する。

詳細は、地震災害対策編 P.2 第1章 災害予防対策

第1節 地震に強いまちの形成「第4. 地震防災緊急事業五箇年計画」を準用する。

第6. 長寿命化計画の作成

詳細は、地震災害対策編 P.3 第1章 災害予防対策

第1節 地震に強いまちの形成「第5. 長寿命化計画の作成」を準用する。

第7. 石油コンビナート等防災計画への対応

詳細は、地震災害対策編 P.3 第1章 災害予防対策

第1節 地震に強いまちの形成

「第6. 石油コンビナート等防災計画への対応」を準用する。

第8. 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

1. 津波災害警戒区域に関する対応

町は、津波災害警戒区域の指定のあった場合に、以下の対応を行う。

(1) 地域防災計画での考慮

町は、地域防災計画内において、津波災害警戒区域ごとに、津波警報等及び津波に関する情報の伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

(2) 要配慮者等が利用する施設での対応強化

町は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波警報等及び津波に関する情報の伝達方法を定める。

(3) 住民への周知徹底

町は、地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(4) 施設所有者又は管理者の取組支援

町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

(5) 津波による危険の著しい区域への対応

町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

2. 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

町は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

第2節 海岸保全施設等の整備

| | |
|------|-----------------------------|
| 主管部署 | 産業課、建設課 |
| 関係部署 | 仙台土木事務所、仙台塩釜港湾事務所、仙台地方振興事務所 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------|----|-------|-------|
| ● | 海岸保全施設等の災害対策 | ○ | | |
| ● | 港湾・漁港等施設の災害対策 | ○ | | |
| ● | 農地、農業施設の災害対策 | ○ | | |

第1. 目的

従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定してきたものであり、一定の津波高までの被害抑止には効果を発揮してきた。しかし、東日本大震災においては、設計対象の津波高をはるかに超える津波が襲来してきたことから、水位低減、津波到達時間の遅延、海岸線の維持等で一定の効果がみられたものの、海岸保全施設等の多くが被災し、背後地において甚大な津波被害が生じた。

また、水門・陸閘閉鎖にあたった消防団員が数多く犠牲になったという問題も発生している。

しかし、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響等の観点から現実的ではない。

そこで、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さに対して海岸保全施設等の整備を進める。

町は、津波防災対策の推進を図るため、県や防災関係機関と連携して津波被害を軽減・防止するための海岸保全施設等の整備や維持管理の強化に努める。

なお、海岸保全施設等の整備に当たり、東日本大震災での海岸保全施設等そのものの被災も踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも海岸保全施設等の整備効果が発揮できるような構造物とするよう努める。

第2. 海岸保全施設等の整備

1. 事業の実施

海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防（防波堤）、防潮水門等の海岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に整備する。

また、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

なお、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、町の

防災計画等との整合を図りつつ、避難口若しくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。避難口を設置する場合は、町の防災計画との整合を図りつつ、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、十分に配慮する。また、冬季における凍結防止対策を行うなど、水門等が確実に作動するよう配慮する。

2. 陸閘等の維持管理

海岸管理者は、水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、町の防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制等を踏まえて、自動化・遠隔化等管理の高度化の必要性等も検討し、適切な維持管理に努める。

3. 海岸保全施設被災時の対策

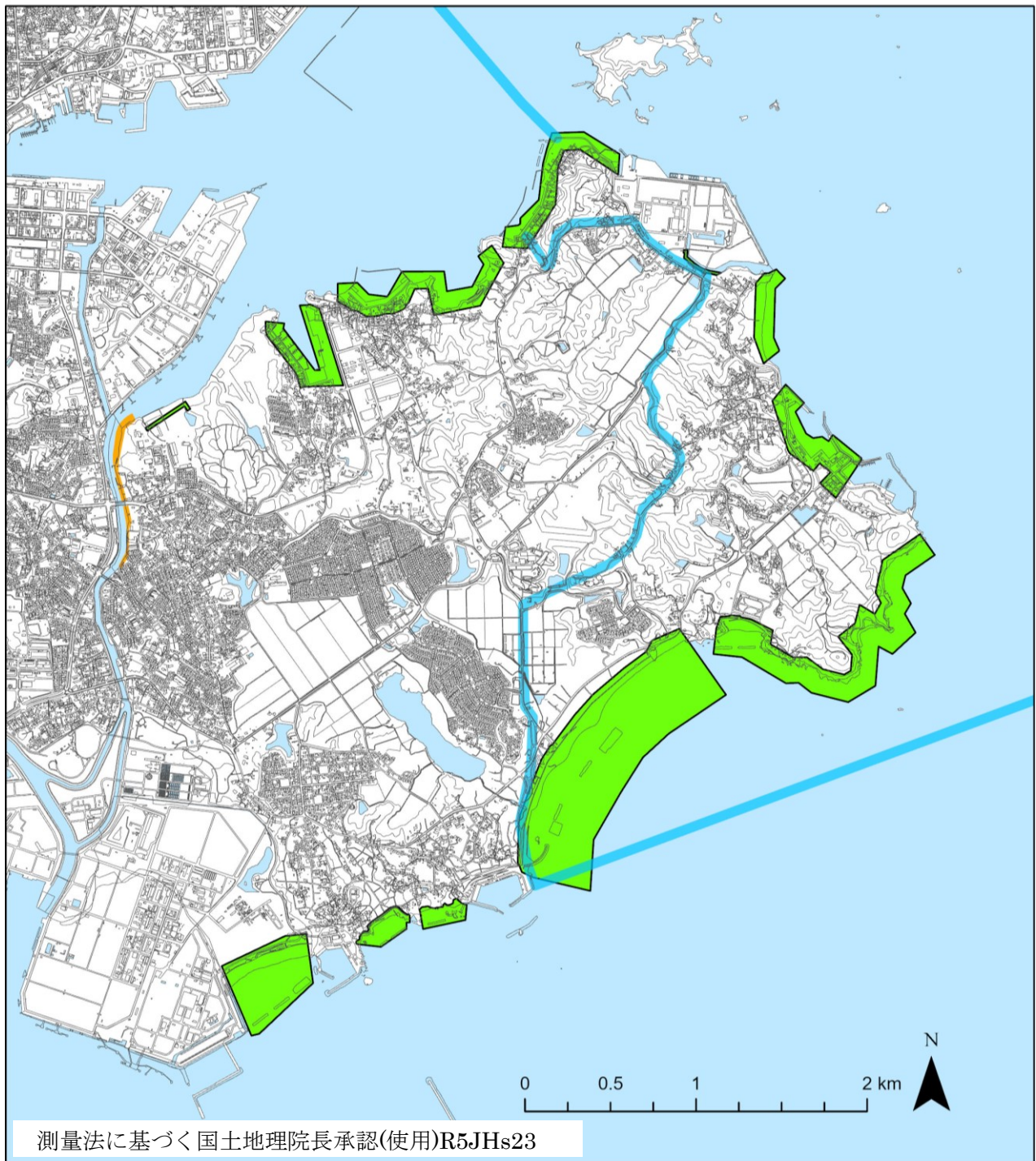
海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修又は新設の際に構造上の工夫に努めるなど、あらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

4. 海岸保全区域の指定

県は、津波の被害から防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期すとしている。

本町では以下の区域で指定がなされている。

《七ヶ浜町内の海岸保全区域》



- 自然公園
- 河川区域
- 海岸保全区域

5. 海岸堤防の整備

(1) 海岸堤防の基本計画堤防高について

県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さで設定するものと、高潮対策に必要な高さを比較し、いずれか高い方を海岸堤防の計画堤防高としている。

(2) 町の海岸堤防の整備について

町では、計画堤防高をもとに、海岸堤防の整備が完了している。今後見直しが図られた場合は、構造について十分検討を行う。

6. 水門・排水機場等の排耐水対策

県及び町は、水門・排水機場等の電気・機械設備について、浸水の危険性がある場合には、順次耐水対策を実施する。

7. 海岸防災林及び治山施設の整備

県及び町は、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・潮害の防備等の災害防止機能に加え、津波力の減衰効果や漂流物による家屋等への被害を軽減するため、海岸防災林及び海岸防災林の機能を補完するための治山施設（防潮工等）の整備について検討を行うとともに、その維持に努める。

第3. 港湾・漁港等の施設の耐震化、耐津波強化

詳細は、地震災害対策編 P.8 第1章 災害予防対策
第3節 海岸保全施設等の整備「第4. 港湾・漁港等の施設の耐震性確保」を準用する。

第4. 道路盛土等の活用

道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防御の機能を有した高盛土道路の整備を図る。

第5. 農業施設等における地震・津波対策

沿岸部に設置される用排水機場の補修・更新に当たっては、東日本大震災での施設の被災状況も踏まえ、耐震性及び耐塩性のほか、津波対策についても配慮する。

第3節 交通施設の災害対策

| | |
|------|-----------------------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、建設課、産業課、政策課 |
| 関係部署 | 仙台土木事務所、仙台塩釜港湾事務所 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------|----|-------|-------|
| ● | 道路施設の災害対策 | ○ | | |
| ● | 港湾施設の災害対策 | ○ | | |
| ● | 漁港施設の災害対策 | ○ | | |

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.9 第1章 災害予防対策
第4節 交通施設の災害対策「第1. 目的」を準用する。

第2. 道路施設

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震・津波災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

1. 道路

詳細は、地震災害対策編 P.9 第1章 災害予防対策
第4節 交通施設の災害対策 第2. 道路施設「1. 道路」を準用する。

2. 橋梁

詳細は、地震災害対策編 P.10 第1章 災害予防対策
第4節 交通施設の災害対策 第2. 道路施設「2. 橋梁」を準用する。

3. トンネル

詳細は、地震災害対策編 P.10 第1章 災害予防対策
第4節 交通施設の災害対策 第2. 道路施設「3. トンネル」を準用する。

4. 道路付属施設

詳細は、地震災害対策編 P.10 第1章 災害予防対策
第4節 交通施設の災害対策 第2. 道路施設「4. 道路付属施設」を準用する。

5. 交通管制施設及び交通管理体制の整備

設定された津波想定に対応する交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

第3. 港湾施設

詳細は、地震災害対策編 P.10 第1章 災害予防対策
第4節 交通施設の災害対策「第3. 港湾施設」を準用する。

第4. 漁港施設

詳細は、地震災害対策編 P.11 第1章 災害予防対策
第4節 交通施設の災害対策「第4. 漁港施設」を準用する。

第4節 都市の防災対策

| | |
|------|-----|
| 主管部署 | 建設課 |
|------|-----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------------|----|-------|-------|
| ● | 地域防災計画と都市計画との関連への配慮 | ○ | | |
| ● | 都市公園施設等の整備 | ○ | | |
| ● | 津波避難施設等の整備 | ○ | | |

第1. 目的

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模な震災（地震・津波）等都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市施設の整備を行う。

第2. 地域防災計画と都市計画との関連への配慮

詳細は、地震災害対策編 P.12 第1章 災害予防対策
第5節 都市の防災対策
「第2. 地域防災計画と都市計画との関連への配慮」を準用する。

第3. 都市公園施設

詳細は、地震災害対策編 P.12 第1章 災害予防対策
第5節 都市の防災対策「第3. 都市公園施設等整備の推進」を準用する。

第4. 津波避難を考慮した都市施設の整備

1. 津波避難施設等の整備

町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所、避難路・避難階段等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2. 特に配慮を要する施設の立地誘導

町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第5. 臨海部の津波対策

町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組みを進める。

第6. 津波による漂流物対策の推進

県及び町は、港湾・漁港における防波堤の整備・改良、船舶係留の徹底・強化、養殖筏の係留強化、貯木の囲い込み、上屋の耐浪性強化、漂流物防止柵の設置、海岸付近における駐車自粛の呼びかけ等の漂流物発生対策を強化する。

また、漂流物の石油タンク等の危険物施設への衝突を回避するため、防護壁の整備等の対策を実施するよう、関係事業者を指導する。

第5節 建築物等の安全化予防対策

| | |
|------|--|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、建設課、財政課、健康福祉課、長寿社会課、子ども未来課、教育総務課 |
| 関係部署 | 宮城県危機対策課、仙台土木事務所 |

| 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|----------------------|----|-------|-------|
| ● 公共建築物の防災性・耐震性の向上 | ○ | | |
| ● 一般建築物の耐震・改修の促進 | ○ | ○ | ○ |
| ● 一般建築物の防災診断・防災改修の促進 | ○ | ○ | ○ |
| ● 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策 | ○ | | ○ |
| ● ブロック塀等の安全対策 | ○ | ○ | |
| ● 落下防止対策 | ○ | | |
| ● 建物内の安全対策 | | ○ | ○ |
| ● 津波避難施設等の整備 | ○ | ○ | ○ |
| ● 文化財の防災対策 | ○ | | |

第1. 目的

津波に強いまちづくりを進めるために、公共建築物、一般建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

第2. 公共建築物

1. 公共建築物全般の対策

(1) 耐震性、不燃性、耐浪性の確保

町は、庁舎、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努める。

(2) 停電対策の強化

詳細は、地震災害対策編 P.13 第1章 災害予防対策

第6節 建築物等の予防対策 第2. 公共建築物 1. 公共建築物全般の対策

「(2) 停電対策の強化」を準用する。

(3) 特に配慮を要する施設の防災拠点化

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るが、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、町及び施設管理者は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必

要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。

2. 教育施設

学校等教育施設の管理者及び町は、災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

(1) 校舎等の耐震性の強化・耐浪性の確保

校舎等の耐震性の強化や、耐浪性の確保を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の予防対策 第2. 公共建築物 3. 教育施設
「(2) 設備・備品等の安全管理」を準用する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の予防対策 第2. 公共建築物 3. 教育施設
「(3) 水泳プールの防災機能等の整備」を準用する。

第3. 一般建築物

1. 既存の建築物の耐震改修の促進

詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の予防対策 第3. 一般建築物
「1. 建築物の耐震・改修の促進」を準用する。

2. 適正な維持管理の促進

詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の予防対策 第3. 一般建築物
「2. 適正な維持管理の促進」を準用する。

3. 建築物の耐浪性の確保

やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に立地する場合は、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とするなどの耐浪性の確保に努める。

第4. 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

詳細は、地震災害対策編 P.14 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の予防対策
「第4. 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策」を準用する。

第5. ブロック塀等の安全対策

詳細は、地震災害対策編 P.15 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の予防化対策「第5. ブロック塀等の安全対策」を準用する。

第6. 落下物防止対策

詳細は、地震災害対策編 P.15 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の予防対策「第6. 落下防止対策」を準用する。

第7. 建物内の安全対策

詳細は、地震災害対策編 P.15 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の予防対策「第7. 建物内の安全対策」を準用する。

第8. 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

町は、津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、区域内において、津波から逃げるのが困難な避難行動要支援者が利用する一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とするなどの建築物の耐浪化等に努める。

第9. 文化財の防災対策

詳細は、地震災害対策編 P.15 第1章 災害予防対策
第6節 建築物等の防対策「第8. 文化財の防災対策」を準用する。

第6節 ライフライン施設等の予防対策

| | |
|------|---|
| 主管部署 | 水道事業所 |
| 関係部署 | 東日本電信電話（株）宮城事業部、 東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）、塩釜ガス（株）、 中南部下水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------|----|-------|-------|
| ● | 水道施設の予防対策 | ○ | | ○ |
| ● | 下水道施設の予防対策 | ○ | | ○ |
| ● | 水道用水供給施設の予防対策 | ○ | | ○ |
| ● | 電力施設の予防対策 | ○ | | ○ |
| ● | ガス施設の予防対策 | ○ | | ○ |
| ● | 電信・電話施設の予防対策 | ○ | | ○ |
| ● | 廃棄物処理施設 | ○ | | ○ |

第1. 目的

大規模地震・津波の発生により住民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性・耐浪性の強化、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震・津波による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2. 水道施設

1. 水道施設の耐震性強化

詳細は、地震災害対策編 P.16 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第2. 水道施設
「1. 水道施設の耐震性強化」を準用する。

2. 復旧用資機材の整備

詳細は、地震災害対策編 P.17 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第2. 水道施設
「2. 復旧用資機材の確保」を準用する。

3. 管路図等の整備

詳細は、地震災害対策編 P.17 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第2. 水道施設
「3. 管路図等の整備」を準用する。

4. 危機管理体制の確立

- 水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、津波発生時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。
- 水道用水供給事業者は、知事から水道水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第3. 下水道施設

下水道管理者は、下水道施設の被災が住民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性・耐浪性の向上を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1. 下水道施設計画

下水道管理者は、下水道施設の新設、改築、更新に当たっては耐震性・耐浪性の向上を計画的に推進する。

2. 下水道施設維持管理

詳細は、地震災害対策編 P.18 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第3. 下水道施設
「2. 下水道施設維持管理」を準用する。

3. 下水道防災体制

詳細は、地震災害対策編 P.19 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第3. 下水道施設
「3. 下水道防災体制」を準用する。

第4. 電力施設

1. 火力発電設備

機器の耐震耐浪化は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動・津波浸水想定等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて耐震設計や耐浪化の検討を行う。また、建物については、建築基準法による耐震設計や耐浪化の検討を行う。

2. 送電設備

架空送電線路は鉄塔下部、地中送電線路は変電所等の地上機器、それぞれへの津波漂流物の激突による被害が主である。想定しうる最大クラスの津波に対して被害を防ぐような設備とすることは現実的でないことから、設備の被害が電力の供給に与える程度を考慮し、代替性又は多重性等により津波の影響の軽減対策を行う。

3. 変電設備

変電設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、設備対策について検討を行う。また、建物については、建築基準法による耐震設計や耐浪化の検討を行う。

4. 配電設備

詳細は、地震災害対策編 P.19 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第4. 電力施設
「4. 配電設備」を準用する。

5. 通信設備

詳細は、地震災害対策編 P.20 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第4. 電力施設
「6. 通信設備」を準用する。

6. 電力供給体制及び広報の実施

詳細は、地震災害対策編 P.20 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第4. 電力施設
「7. 電力供給体制及び広報の実施」を準用する。

7. 復旧迅速化のための連携強化

詳細は、地震災害対策編 P.20 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第4. 電力施設
「8. 復旧迅速化のための連携強化」を準用する。

第5. ガス施設

1. 液化石油ガス施設

- 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震・津波災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。
 - 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メータ

- 一等) の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
 - 耐震性・耐浪性の確認（チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）
 - 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消
 - 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）
- （一社）宮城県LPガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LPガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。
- 県は上記の各内容に関して適宜、指導助言（立入検査を含む）することにより、その完遂を支援する。
- 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

2. 都市ガス施設

- ガス事業者は、「ガス事業法」（昭和29年法律第51号）並びに（一社）日本ガス協会が定める各種指針に基づきガス施設の耐震化を推進する。また、地震・津波災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、使用者に対して次の対策を講じるよう要請するとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。
 - 使用者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、マイコンメーター等）の設置
 - 耐震性・耐浪性の向上（ガス導管の地区分割・緊急操作設備の充実、高耐震性の継ぎ手の選択等）
 - 各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消
 - 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）
- 関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。
- ガス事業者は、PE管等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図るよう努める。
- ガス事業者は、供給停止判断基準を見直し、供給継続・供給停止の可否判断の充実を図るよう努める。その際、あらかじめ、液状化による著しい地盤変位や盛土崩壊の可能性地区をリスト化し、これらを判断要素に盛り込む。また、特定製造所における感震自動ガス遮断装置の全数設置を促進する。

- ガス事業者は、保安電力等重要な電気設備の想定津波高さに応じた津波・浸水対策を実施するとともに、津波による漂流物の衝突により導管が破損することによる二次災害の防止のため、衝突のおそれのある導管を特定し、関係する遮断装置をリスト化するなどの津波対策に努める。

3. 広報の実施

ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

第6. 電信・電話施設

1. 設備の災害予防

電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

(1) 電気通信施設の耐震・防火・水防対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震・津波に耐えるように調査点検を実施し、引き続き耐震対策、防火対策、水防対策や、やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に設置する場合は、電気通信設備の上階装置等の耐浪性を推進する。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2. 体制の整備

詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第6. 電信・電話施設
「2. 体制の整備」を準用する。

3. 災害復旧用資機材の確保

詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第6. 電信・電話施設
「3. 災害復旧用資機材の確保」を準用する。

4・停電とふくそう対策

詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策 第6. 電信・電話施設
「4. 停電とふくそう対策」を準用する。

第7. 共同溝・電線共同溝の整備

詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策
「第7. 共同溝・電線共同溝の整備」を準用する。

第8. 廃棄物処理施設

詳細は、地震災害対策編 P.22 第1章 災害予防対策
第7節 ライフライン施設等の予防対策「第8. 廃棄物処理施設」を準用する。

第7節 危険物施設等の予防対策

| | |
|------|------------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室 |
| 関係部署 | 塩釜地区消防事務組合 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|----------------|----|-------|-------|
| ● | 危険物施設の予防対策 | ○ | | ○ |
| ● | 高圧ガス取扱事業所の予防対策 | ○ | | ○ |
| ● | 毒物・劇物貯蔵施設の予防対策 | ○ | | ○ |

詳細は、地震災害対策編 P.24 第1章 災害予防対策
「第8節 危険物施設等の予防対策」を準用する。

第8節 防災知識の普及

| | |
|------|-----------------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、教育総務課 |
|------|-----------------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------------|----|-------|-------|
| ● | 町職員への防災知識の普及 | ○ | | |
| ● | 住民等への防災知識の普及 | ○ | ○ | |
| ● | 要配慮者への配慮 | ○ | ○ | |
| ● | 学校等教育機関における防災教育 | ○ | ○ | |
| ● | 講習会等の開催 | ○ | ○ | |
| ● | 防災リーダーの育成 | ○ | ○ | |

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.92 第1章 災害予防対策
第23節 防災知識の普及「第1. 目的」を準用する。

第2. 防災知識の普及、徹底

1. 町職員へ防災知識の普及

詳細は、地震災害対策編 P.92 第1章 災害予防対策
第23節 防災知識の普及 第2. 防災知識の普及、徹底
「1. 町職員への防災知識の普及」を準用する。

2. 住民等への防災知識の普及

詳細は、地震災害対策編 P.93 第1章 災害予防対策
第23節 防災知識の普及 第2. 防災知識の普及、徹底
「2. 住民への防災知識の普及」を準用する。

3. 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

- 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。
- 海岸等の利用者に対しては、次により地震・津波災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。
 - 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。
 - 各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。
 - 宮城海上保安部は巡視船艇職員等による、船舶への立入検査又は訪船指導の際に防災関係資料の配付等を行う。
- 船舶への防災知識の普及

町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

- ▶ 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域（以下「沖」という。）へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。
- ▶ 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
- ▶ 港内で作業中（係留中）に津波警報等が発表されたら、直ちに陸上の避難場所へ避難すること。

4. 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

(1) 津波ハザードマップの整備

● 津波ハザードマップの作成・周知

県は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定し、町は当該津波浸水想定や津波災害警戒区域を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を行う。

● 津波ハザードマップの有効活用

町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

(2) 日常生活の中での情報揭示

①円滑な避難を支援するための情報揭示

町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

②浸水高等を示す場合の留意点

町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、乗船場といった旅行者等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水域や浸水高、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

5. ドライバーへの啓発

詳細は、地震災害対策編 P.97 第1章 災害予防対策 第23節 防災知識の普及
第2. 防災知識の普及、徹底 「5. ドライバーへの啓発」を準用する。

6. 社会教育施設や防災拠点の活用

詳細は、地震災害対策編 P.97 第1章 災害予防対策
第23節 防災知識の普及 第2. 防災知識の普及、徹底
「6. 社会教育施設や防災拠点の活用」を準用する。

第3. 学校等教育機関における防災教育

詳細は、地震災害対策編 P.97 第1章 災害予防対策
第23節 防災知識の普及 「第3. 学校等教育機関における防災教育」を準用する。

第4. 住民の取り組み

詳細は、地震災害対策編 P.99 第1章 災害予防対策
第23節 防災知識の普及 「第4. 住民の取り組み」を準用する。

第5. 防災指導員の育成

詳細は、地震災害対策編 P.99 第1章 災害予防対策
第23節 防災知識の普及 「第5. 防災指導員の育成」を準用する。

第6. 災害教訓の伝承

詳細は、地震災害対策編 P.100 第1章 災害予防対策
第23節 防災知識の普及 「第6. 災害教訓の伝承」を準用する。

第9節 地震・津波防災訓練の実施

| | |
|------|----------------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室 |
| 関係部署 | 塩釜地区消防事務組合、消防団 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|------------------|----|-------|-------|
| ● | 町の防災訓練の実施・参加 | ○ | ○ | |
| ● | 防災関係機関の防災訓練の実施 | ○ | | |
| ● | 救助・救急関係機関の教育訓練 | ○ | | ○ |
| ● | 通信関係機関の非常通信訓練の実施 | ○ | | |
| ● | 学校等の防災訓練の実施 | ○ | | |
| ● | 企業の防災訓練の実施 | | | ○ |

第1. 目的

各防災関係機関は地震・津波発生時に、町、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震・津波防災訓練を行う。

第2. 防災訓練の実施とフィードバック

1. 定期的な実施

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2. 地域の実情に応じた内容

詳細は、地震災害対策編 P.101 第1章 災害予防対策
第24節 地震防災訓練の実施 第2. 防災訓練の実施とフィードバック
「2. 地域の実情に応じた内容」を準用する。

3. 具体的かつ実践的な内容

町は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

4. 目的及び内容の明確な設定

町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなる

よう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

5. 課題の発見

詳細は、地震災害対策編 P.102 第1章 災害予防対策
第24節 地震防災訓練の実施 第2. 防災訓練の実施とフィードバック
「4. 課題の発見」を準用する。

6. フィードバック

詳細は、地震災害対策編 P.102 第1章 災害予防対策
第24節 地震防災訓練の実施 第2. 防災訓練の実施とフィードバック
「5. フィードバック」を準用する。

第3. 町の防災訓練

詳細は、地震災害対策編 P.102 第1章 災害予防対策
第24節 地震防災訓練の実施「第3. 町の防災訓練」を準用する。

第4. 防災関係機関の防災訓練

詳細は、地震災害対策編 P.103 第1章 災害予防対策
第24節 地震防災訓練の実施「第4. 防災関係機関の防災訓練」を準用する。

第5. 救助・救急関係機関の教育訓練

詳細は、地震災害対策編 P.104 第1章 災害予防対策
第24節 地震防災訓練の実施「第6. 救助・救急関係機関の教育訓練」を準用する。

第6. 通信関係機関の非常通信訓練

詳細は、地震災害対策編 P.104 第1章 災害予防対策
第24節 地震防災訓練の実施「第7. 通信関係機関の非常通信訓練」を準用する。

第7. 学校等の防災訓練

- 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、若しくは高台等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 校内外活動（自然体験学習、校外学習を含む）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。

- 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報、津波警報発表の際、学校等が指定緊急避難場所や拠点避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

第8. 企業の防災訓練

- 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、大津波警報、津波警報発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、若しくは高台等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 災害発生時に備え、周辺自治体及び各行政区、地域住民の方々並びに各企業・事業所による防災、被害軽減のため「地域で助けあう共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。

《訓練内容》

- 避難訓練（避難誘導等）
- 消火訓練
- 浸水防止訓練
- 救急救命訓練
- 災害発生時の安否確認方法
- 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
- 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- 災害救助訓練
- 町、行政区、他企業との合同防災訓練
- 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第9. 訓練及び普及内容

町及び防災関係機関は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。

《考えられる訓練内容》

- | | |
|---|---|
| 1 | 津波警報等、津波情報等の収集、伝達 初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、町防災行政無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。 |
| 2 | 津波避難訓練 避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては私有地等に避難する必要がある、地域社会の中で理解を得ておく必要があ |

る。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。

3 津波防災施設操作訓練

- ①誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。
- ②津波予想到達時間内に操作完了が可能か。
- ③地震動等により操作不能となった場合の対応はどうか。などの現実に取り得る想定の中で訓練を実施する。

4 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

1. 一般住民に対する内容

- 強い地震を感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。
- 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、町が定めている避難対象地域に所在している場合、直ちに指定された避難場所へ避難する。
- 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。
- 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

2. 船舶に対する内容

- 強い地震を感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来るおそれがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- 津波警報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとること。なお、町とあらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。
 - 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域（以下「沖」という。）へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討するなど、人命を最優先に対処する。
 - 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
 - 港内で作業中（係留中）に津波警報等が発表されたら、増し舫いをとるなど、可能な流出防止措置を講じて直ちに陸上の避難場所へ避難すること。
 - 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。

第10節 地域における防災体制

| | |
|------|-----------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室 |
|------|-----------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------------|----|-------|-------|
| ● | 自主防災組織の育成・指導 | ○ | ○ | |
| ● | 自主防災の平常時、地震・津波発生時活動 | | ○ | |
| ● | 避難行動要支援者の情報把握・共有 | ○ | ○ | |

第1. 目的

大規模地震・津波が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2. 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1. 自主防災組織の必要性

大規模地震・津波発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

地震・津波による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2. 自主防災組織の活動に当たって

大規模地震・津波発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識の下に行動することが必要である。また、住民自身の地震・津波に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第3. 自主防災組織の育成・指導

1. 町の役割

詳細は、地震災害対策編 P.107 第1章 災害予防対策
第25節 地域における防災体制 3. 自主防災組織の育成・指導
「1. 町の役割」を準用する。

第4. 自主防災組織の活動

1. 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

| | |
|---------------|--|
| 防災訓練への参加 | ● 災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう県及び町等が実施する防災訓練へ参加する。 |
| 防災知識の普及 | ● 災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。 |
| 消火訓練の実施 | ● 火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して技術等を取得する。 |
| 避難訓練の実施 | ● 避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。 |
| 救出・救護訓練の実施 | ● 救助用資機材を使用した漂流者等の救出活動及び負傷者や溺れた者、家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者等に対する応急手当の方法等を習得する。 |
| 避難所開設・運営訓練の実施 | ● 災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。 |

(2) 防災点検の実施

詳細は、地震災害対策編 P.108 第1章 災害予防対策
第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動
1. 平常時の活動「(2) 防災点検の実施」を準用する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

詳細は、地震災害対策編 P.108 第1章 災害予防対策
第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動
1. 平常時の活動「(3) 防災用資機材の整備・点検」を準用する。

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

詳細は、地震災害対策編 P.108 第1章 災害予防対策
第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動
1. 平常時の活動「(5) 避難行動要支援者の情報把握・共有」を準用する。

2. 地震・津波発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消

し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決める。

- ①地域内の被害情報の収集方法
- ②連絡をとる防災関係機関
- ③防災関係機関との連絡方法
- ④防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

詳細は、地震災害対策編 P.109 第1章 災害予防対策
第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動
2. 地震・津波発生時の活動「(2) 出火防止及び初期消火」を準用する。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者、津波に流され漂流している者や溺れた者等が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認する。

(4) 避難の実施

詳細は、地震災害対策編 P.109 第1章 災害予防対策
第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動
2. 地震・津波発生時の活動「(4) 避難の実施」を準用する。

(5) 避難所開設・運営への参画

詳細は、地震災害対策編 P.110 第1章 災害予防対策
第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動
2. 地震・津波発生時の活動「(5) 避難所開設・運営への参画」を準用する。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

詳細は、地震災害対策編 P.110 第1章 災害予防対策
第25節 地域における防災体制 第4. 自主防災組織の活動
2. 地震・津波発生時の活動「(6) 給食・救援物資の配布及びその協力」を準用する。

第5. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

詳細は、地震災害対策編 P.110 第1章 災害予防対策
第25節 地域における防災体制
「第5. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第11節 ボランティアのコーディネート

| | |
|------|-------------|
| 主管部署 | 長寿社会課、健康福祉課 |
| 関係部署 | 七ヶ浜町社会福祉協議会 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-------------------------|----|-------|-------|
| ● | ボランティアコーディネーターの養成 | ○ | ○ | |
| ● | ボランティアコーディネート拠点の整備 | ○ | ○ | |
| ● | 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備 | ○ | | |
| ● | 行政の支援 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.76 第1章 災害予防対策
「第19節 ボランティアのコーディネート」を準用する。

第12節 企業等の防災対策の推進

| | |
|------|-----------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室 |
|------|-----------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-------------|----|-------|-------|
| ● | 企業等の防災組織の編成 | ○ | | ○ |
| ● | 事業継続計画策定の推進 | ○ | | ○ |

詳細は、地震災害対策編 P.111 第1章 災害予防対策
「第26節 企業等の防災対策の推進」を準用する。

第13節 津波調査研究等の推進

| | |
|------|-----------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室 |
|------|-----------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------------|----|-------|-------|
| ● | 津波監視システムの整備 | ○ | | |
| ● | 被災原因の分析及びフィードバック | ○ | | ○ |
| ● | 防災対策研究の国際的な情報発信への協力 | ○ | | |

第1. 目的

地震・津波に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関等で行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進する。

第2. 津波監視システムの整備

町は、災害時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くことなどを防止するため、監視カメラによる監視の実施等、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

第3. 被災原因の分析及びフィードバック

詳細は、地震災害対策編 P.114 第1章 災害予防対策
第27節 地震調査研究等の推進
「第2. 被災原因の分析及びフィードバック」を準用する。

第4. 防災対策研究の国際的な情報発信

詳細は、地震災害対策編 P.114 第1章 災害予防対策
第27節 地震調査研究等の推進
「第3. 防災対策研究の国際的な情報発信への協力」を準用する。

第14節 津波監視体制、伝達体制の整備

| | |
|------|-------------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室 |
| 関係部署 | 消防団、仙台管区気象台 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|------------------------|----|-------|-------|
| ● | 津波観測体制の整備 | ○ | | |
| ● | 津波監視体制の整備 | ○ | | |
| ● | 津波警報、注意報、避難指示等の伝達体制の整備 | ○ | | ○ |

第1. 目的

津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

第2. 津波の観測・監視体制の整備

1. 津波観測機器の維持・整備

仙台管区気象台は、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報等、津波情報等の発表及び伝達に努める。

2. 津波警報等の種類

(1) 津波警報等、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュードが8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害ととるべき行動 |
|----------|--|-------------------|------------|---|
| | | 数値での発表 | 巨大地震の場合の発表 | |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m超 (10m<予想高さ) | 巨大 | 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 10m (5m<予想高さ≤10m) | | |
| | | 5m (3m<予想高さ≤5m) | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m (1m<予想高さ≤3m) | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1m (0.2m≤予想高さ≤1) | (表記しない) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。 |

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波による潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であっても、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、町は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

第3. 津波観測・監視体制の整備

1. 津波観測機器の維持・整備

町は、津波襲来の直前監視を行うため、潮位計、水圧計、超音波式津波監視装置等の津波観測機器の維持・整備に努める。

2. 観測情報の共有化

県、町及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

第4. 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

1. 町の対応

(1) 避難指示等の発令基準の設定

①発令基準の策定・見直し

町は、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難勧告等に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

また、町は、躊躇無く避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

②発令基準策定の支援

県は、町による発令基準の策定や見直しを支援する。

③伝達体制の整備

県及び町は、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

④国又は県に対する助言の要請

町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

①多様な情報伝達手段の確保

町は、様々な環境下にある職員や住民等に対し、津波警報等の伝達手段として、町防災行政無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車、津波フラッグのほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メ

ール機能を含む)、ワンセグ等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

② 確実な伝達方法の確保

町は、気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）等を整備するとともに、町防災行政無線との自動起動を推進する。

また、町は、障害に強い伝達体制の整備と併せ、いわゆるプッシュ型の情報伝達も充実させるとともに、雑音に強い高品質な音声での通話・放送が可能となるようデジタル化を推進する。

③ 自動車運転者対策

町は、走行中の自動車に対し、津波警報等・津波情報の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

④ 海域海岸利用者対策

町は、海域海岸利用者に対し、町防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段として津波フラッグの普及に努める。

⑤ 要配慮者対策

町は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、要配慮者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分検討を行うよう努める。

（3）伝達内容の検討

町は、津波警報等、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

（4）多様な条件下の考慮

町は、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

（5）津波地震や遠地地震の考慮

町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

2. 宮城海上保安部の対応

(1) 迅速・的確な伝達体制の確立

①関係機関等に対する伝達

あらかじめ定めた津波警報等発表時の伝達系統図に従い、迅速・的確な情報提供を行う。

②在泊船舶等に対する伝達

被害が予想される地域の周辺海域の在港船舶に対しては、漁協・代理店等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、たれ幕等により周知する。

③航行船舶等に対する伝達

航行船舶に対しては、航行警報、安全通信等により周知する。

④沿岸地域の住民、海水浴客等に対する伝達

被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船艇・航空機を巡回させ、拡声器、たれ幕等により周知する。

(2) 情報伝達訓練等の実施

迅速・的確な津波警報等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。

第15節 情報通信網の整備

| | |
|------|------------------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、政策課 |
| 関係部署 | 塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|------------------|----|-------|-------|
| ● | 町防災無線の整備拡充 | ○ | | |
| ● | 職員参集等防災システムの整備 | ○ | | |
| ● | 地域住民に対する通信手段の整備 | ○ | | |
| ● | 役場データのバックアップ体制 | ○ | | |
| ● | 消防機関における災害通信網の整備 | ○ | | |
| ● | 警察における災害通信網の整備 | ○ | | |

第1. 目的

大規模震災時・津波発生時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、県、町及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化・耐浪化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

第2. 町における災害通信網の整備

詳細は、地震災害対策編 P.30 第1章 災害予防対策
第10節 情報通信連絡網の整備「第2. 町における災害通信網の整備」を準用する。

第3. 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関は、大規模災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、県及び沿岸市町等と連携強化が図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、各設備等については、耐震性・耐浪性の強化に努める。

詳細は、地震災害対策編 P.35 第1章 災害予防対策
第10節 情報通信連絡網の整備
「第3. 防災関係機関における災害通信網の整備」を準用する。

第16節 職員の配備体制

| | |
|------|----|
| 主管部署 | 全課 |
|------|----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------------|----|-------|-------|
| ● | 町の配備体制の明確化 | ○ | | |
| ● | 職員参集手段等の検討 | ○ | | |
| ● | 防災関係機関等の配備体制の整備 | ○ | | |
| ● | 防災担当職員の育成 | ○ | | |
| ● | 感染症対策 | ○ | | |
| ● | 施設職員の緊急配備体制の整備 | ○ | | ○ |

詳細は、地震災害対策編 P.26 第1章 災害予防対策
「第9節 職員の配備体制」を準用する。

第17節 防災拠点等の整備・充実

| | |
|------|-----------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室 |
| 関係部署 | 関連各課 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-------------------|----|-------|-------|
| ● | 救援活動拠点の整備 | ○ | | |
| ● | 防災拠点の確保充実 | ○ | | |
| ● | 防災ヘリポートの整備 | ○ | | |
| ● | 防災用資機材の整備充実 | ○ | | |
| ● | 水防用資機材の充実強化 | ○ | | |
| ● | 防災特殊車両等の整備拡充 | ○ | | |
| ● | 関係機関、団体等との連携体制の充実 | ○ | | ○ |

第1. 目的

津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、整備・拡充を図る。

また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連づけて整備・拡充を図る。

なお、それぞれの機関に係る庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。

第2. 防災拠点の整備及び連携

- 町は、庁舎の耐震化・耐浪化及び大規模地震・津波災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるほか、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災拠点の整備・充実にも努める。また、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。
- 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化・耐浪化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災拠点の整備・充実に努める。

第3. 防災拠点機能の確保・充実

詳細は、地震災害対策編 P.37 第1章 災害予防対策
第11節 防災拠点等の整備・充実「第3. 防災拠点機能の確保・充実」を準用する。

第4. ヘリポートの整備

詳細は、地震災害対策編 P.38 第1章 災害予防対策
第11節 防災拠点等の整備・充実「第4. ヘリポートの整備」を準用する。

第5. 防災用資機材等の整備・充実

詳細は、地震災害対策編 P.38 第1章 災害予防対策
第11節 防災拠点等の整備・充実「第5. 防災用資機材等の整備・充実」を準用する。

第6. 防災用資機材の確保対策

詳細は、地震災害対策編 P.39 第1章 災害予防対策
第11節 防災拠点等の整備・充実「第6. 防災用資機材の確保対策」を準用する。

第18節 相互応援体制の整備

| | |
|------|------------------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、政策課 |
| 関係部署 | 塩釜地区消防事務組合、塩釜医師会 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------------------------|----|-------|-------|
| ● | 災害時の相互応援体制の整備 | ○ | | |
| ● | 協定締結市町村間での平常時における訓練の実施 | ○ | | |
| ● | 協定締結市町村間での災害時の部隊の応援等に係る情報交換 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.40 第1章 災害予防対策
「第12節 相互応援体制の整備」を準用する。

第19節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

| | |
|------|-----------------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、健康福祉課 |
| 関係部署 | 塩釜医師会 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|----------------|----|-------|-------|
| ● | 医療救護活動体制の整備 | ○ | | |
| ● | 住民による医療活動 | ○ | ○ | |
| ● | 在宅要医療患者の医療救護体制 | ○ | | |
| ● | 搬送体制の確立 | ○ | | |
| ● | 心のケアへの対応 | ○ | | ○ |
| ● | 広域医療体制の整備 | ○ | | |
| ● | 医薬品、医療資機材の整備 | ○ | | ○ |

詳細は、地震災害対策編 P.47 第1章 災害予防対策

「第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備」を準用する。

第20節 火災予防対策

| | |
|------|----------------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室 |
| 関係部署 | 塩釜地区消防事務組合、消防団 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------|----|-------|-------|
| ● | 情報の収集・伝達体制の整備 | ○ | | |
| ● | 出火防止、火災予防の徹底 | ○ | ○ | ○ |
| ● | 消防力の強化 | ○ | | |
| ● | 消防水利の整備 | ○ | | |
| ● | 消防計画の充実強化 | ○ | | |
| ● | 海上における火災の防止 | ○ | | |
| ● | 消防協定の締結 | ○ | | |

第1. 目的

地震・津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車等により、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高い。地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障となることから、町及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講じる。

第2. 地震による出火防止、火災予防の徹底

詳細は、地震災害対策編 P.51 第1章 災害予防対策
第15節 火災予防対策「第3. 出火防止、火災予防の徹底」を準用する。

第3. 津波による出火防止、火災予防の徹底

1. 津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶等が押し流され、大量の漂流物が発生し、石油貯蔵タンクからの漏洩油や高圧ガス設備の爆発等から、それらの漂流物に引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

県は、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏洩防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出防止策等について検討するよう指導を行う。

2. 津波による被害発生時への備え

高压ガス施設管理者は、事業所内の高压ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏洩した場合等の被害を想定し、周辺自治体等に情報を提供するよう努める。

また、機器等が正常に作動しなくなった場合でも高压ガス設備を安全な状態にすること、配管が損傷してもガスの大量漏洩を防止することに配慮し、そのための設備的な対応、判断基準の設定、操作手順等の整備、日常の訓練等に努める。

第4. 消防力の強化

詳細は、地震災害対策編 P.52 第1章 災害予防対策
第15節 火災予防対策「第4. 消防力の強化」を準用する。

第5. 消防水利の整備

詳細は、地震災害対策編 P.54 第1章 災害予防対策
第15節 火災予防対策「第5. 消防水利の整備」を準用する。

第6. 消防計画の充実強化

詳細は、地震災害対策編 P.54 第1章 災害予防対策
第15節 火災予防対策「第6. 消防計画の充実強化」を準用する。

第7. 海上における火災の防止

宮城海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

1. 地震・津波による火災の防止

(1) 危険物積載船

特に危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震・津波による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模災害になると予想されるので、地震・津波発生時における荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の実施について指導を強化する。

(2) 一般船舶

地震・津波発生時には、係留施設の損壊・護岸の陥没・船体の破損等による火災発生も予想されるので、船内の火気管理の指導を強化する。

2. 火災の予防

- 在港船の臨船指導により、備え付け義務を有する船舶の消防設備等を点検し、指導を強化する。
- 防災措置実施機関、関係民間団体等との相互連絡の強化、事故対策に関する計画の策定、必要資機材の備蓄整備を図る。
- 危険物積載船舶乗組員及び関係者の防災思想の啓発・教育・訓練・講習会を実施する。

第8. 消防協定の締結

詳細は、地震災害対策編 P.55 第1章 災害予防対策
第15節 火災予防対策「第8. 消防協定の締結」を準用する。

第21節 緊急輸送体制の整備

| | |
|------|---------------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、建設課 |
| 関係部署 | 塩釜警察署、各道路管理者等 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------------------|----|-------|-------|
| ● | 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備 | ○ | | |
| ● | 緊急輸送道路の整備 | ○ | ○ | |
| ● | 交通規制等交通管理体制の整備 | ○ | | |
| ● | 緊急通行車両の緊急時における事務手続きの簡略化 | ○ | | |
| ● | 輸送体制の整備 | ○ | | ○ |

詳細は、地震災害対策編 P.44 第1章 災害予防対策
「第13節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第22節 避難対策

| | |
|------|---|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、長寿社会課、町民生活課、健康福祉課、子ども未来課、教育総務課、生涯学習課、七ヶ浜国際村、建設課 |
| 関係部署 | 小中学校、社会福祉施設、各道路管理者 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-------------------|----|-------|-------|
| ● | 徒歩避難の原則の周知 | ○ | | |
| ● | 避難場所の確保 | ○ | ○ | |
| ● | 避難路の確保 | ○ | | |
| ● | 避難路等の整備 | ○ | | |
| ● | 避難誘導體制の整備 | ○ | | |
| ● | 避難行動要支援者の支援方策 | ○ | ○ | ○ |
| ● | 消防機関等の対応 | ○ | ○ | |
| ● | 津波避難計画の作成 | ○ | ○ | |
| ● | 津波避難マップの作成支援 | ○ | ○ | |
| ● | 広報車、町防災行政無線等の整備推進 | ○ | | |

第1. 目的

大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所及び避難路・避難階段等の整備等、災害発生後に住民や旅行者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

第2. 徒歩避難の原則の周知

1. 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、県及び町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

2. 自動車での避難方策の検討

自町内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の

所在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

第3. 指定緊急避難場所等の確保

1. 町の対応

詳細は、地震災害対策編 P.56 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策「第3. 指定緊急避難場所等の確保」を準用する。

2. 道路盛土等の活用

町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

第4. 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- 十分な幅員があること。
- 万一に備えた複数路の確保。
- 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 海岸沿いの道路は極力避けること。
- 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5. 避難路等の整備

1. 避難路・避難階段の整備・改善

詳細は、地震災害対策編 P.59 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策 第5. 避難路等の整備
「1. 避難路・避難階段の整備・改善」を準用する。

2. 津波避難の迅速化の考慮

詳細は、地震災害対策編 P.59 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策 第5. 避難路等の整備
「1. 避難路・避難階段の整備・改善」を準用する。

3. 避難路等の安全性の向上

詳細は、地震災害対策編 P.59 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策 第5. 避難路等の整備
「2. 避難路等の安全性の向上」を準用する。

4. 避難誘導標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所等や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語化の推進

町は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(3) 浸水高表示に関する留意点

町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

5. 道路の交通容量の確認

詳細は、地震災害対策編 P.59 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策 第5. 避難路等の整備
「4. 道路の交通容量の確認」を準用する。

第6. 避難誘導體制の整備

詳細は、地震災害対策編 P.60 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策「第6. 避難誘導體制の整備」を準用する。

第7. 避難行動要支援者の支援方策

詳細は、地震災害対策編 P.60 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策
「第7. 避難行動要支援者の支援方策」を準用する。

第8. 消防機関等の対応

1. 地域防災計画における対策の策定

町は、地域防災計画において、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 津波からの避難誘導
- 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- 救助・救急
- 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2. 消防職員の安全確保対策

町は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

3. 消防団員の安全確保対策

町は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化等の津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- ①退避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること
- ②指揮者の下、複数人で活動すること
- ③津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- ④活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

第9. 教育機関における対応

1. 児童生徒等の安全対策

詳細は、地震災害対策編 P.62 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策 第9. 教育機関における対応
「1. 児童生徒等の安全対策」を準用する。

2. 避難環境の整備

町は、津波浸水想定の対象地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化等、各地域の実情等を踏まえた学校等の津波対策に努める。

3. 連絡・連携体制の構築

詳細は、地震災害対策編 P.62 第1章 災害予防対策
第16節 避難対策 第9. 教育機関における対応
「2. 連絡・連携体制の構築」を準用する。

第10. 津波避難計画の策定

1. 町の対応

(1) 津波避難計画の周知徹底

町は、平成25年3月に七ヶ浜町避難計画を策定し令和5年3月に改定したところであることから、その内容の住民等への周知徹底を図る。

(2) 地域ごとの避難計画策定支援

町は、津波避難計画の策定に当たり、町内会・行政区・自主防災組織等、沿岸地域住民等がワークショップ等を開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップ等のよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。

(3) 地域防災力の向上

町は、津波避難計画と同時に改定した「七ヶ浜町津波ハザードマップ」を活用して、防災教育、防災訓練の充実を図ることにより、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

(4) 避難行動要支援者への配慮

町は、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

2. 県及び防災関係機関の対応

(1) 津波浸水予測図の作成

県は、町の避難計画策定の支援を行うため、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の津波シミュレーションによる津波浸水想定、及び東日本大震災等過去の津波を踏まえ、津波浸水予測図を作成し、町等へ提供する。

(2) 津波避難計画策定支援への協力

県及び防災関係機関は、津波避難計画の作成に当たり、町が行う沿岸住民への支援に対して協力する。

3. 公的施設等の管理者

学校等、病院、集会施設等、その他不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模津波災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。

なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第11. 避難に関する広報

| |
|---|
| 詳細は、地震災害対策編 P.63 第1章 災害予防対策 第16節 避難対策「第12. 避難に関する広報」を準用する。 |
|---|

第23節 避難受入れ対策

| | |
|------|---|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、長寿社会課、町民生活課、健康福祉課、子ども未来課、教育総務課、生涯学習課、七ヶ浜国際村 |
| 関係部署 | 小中学校、社会福祉施設 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|------------------|----|-------|-------|
| ● | 避難所の確保 | ○ | | |
| ● | 避難の長期化対策 | ○ | | |
| ● | 避難所における愛玩動物対策 | ○ | | |
| ● | 応急仮設住宅対策 | ○ | | |
| ● | 帰宅困難者対策 | ○ | | ○ |
| ● | 被災者等への情報伝達体制等の整備 | ○ | | |

第1. 目的

大規模津波災害時には、津波、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2. 避難所の確保

1. 指定避難所の指定と周知

詳細は、地震災害対策編 P.65 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策 第2. 避難所の確保
「2. 指定避難所の指定と周知」を準用する。

2. 避難関連施設の整備

町は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波から緊急避難先としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

3. 指定避難所の代替施設の指定

詳細は、地震災害対策編 P.65 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策 第2. 避難所の確保
「4. 指定避難所の代替施設の指定」を準用する。

4. 指定避難所の指定基準

詳細は、地震災害対策編 P.65 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策 第2. 避難所の確保
「5. 指定避難所の指定基準」を準用する。

5. 避難所の施設・設備の整備

詳細は、地震災害対策編 P.66 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策 第2. 避難所の確保
「6. 指定避難所の施設・設備の整備」を準用する。

6. 避難所の運営・管理

詳細は、地震災害対策編 P.66 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策 第2. 避難所の確保
「7. 避難所の運営・管理」を準用する。

7. 学校等教育施設を避難所とする場合の対応

詳細は、地震災害対策編 P.67 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策 第2. 避難所の確保
「8. 学校等教育施設を避難所とする場合の対応」を準用する。

8. 福祉避難所の確保

詳細は、地震災害対策編 P.68 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策 第2. 避難所の確保
「9. 福祉避難所の確保」を準用する。

9. 広域避難の対策

詳細は、地震災害対策編 P.68 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策 第2. 避難所の確保「10. 広域避難の対策」を準用する。

第3. 避難の長期化対策

詳細は、地震災害対策編 P.68 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策「第3. 避難の長期化対策」を準用する。

第4. 避難所における愛玩動物の対策

詳細は、地震災害対策編 P.69 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策「第4. 避難所における愛玩動物の対策」を準用する。

第5. 応急仮設住宅対策

詳細は、地震災害対策編 P.69 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策「第5. 応急仮設住宅対策」を準用する。

第6. 帰宅困難者対策

詳細は、地震災害対策編 P.69 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策「第6. 帰宅困難者対策」を準用する。

第7. 被災者等への情報伝達体制等の整備

詳細は、地震災害対策編 P.71 第1章 災害予防対策
第17節 避難受入れ対策「第7. 被災者等への情報伝達体制等の整備」を準用する。

第24節 食料、飲料水及び生活物資の確保

| | |
|------|-------------|
| 主管部署 | 防災対策室、水道事業所 |
|------|-------------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-------------|----|-------|-------|
| ● | 住民の備蓄 | | ○ | |
| ● | 事業所の備蓄 | | | ○ |
| ● | 備蓄の広報・啓発活動 | ○ | | |
| ● | 町の備蓄 | ○ | | |
| ● | 食料及び生活物資の確保 | ○ | | ○ |
| ● | 飲料水の調達 | ○ | | |
| ● | 輸送用燃料の確保 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.72 第1章 災害予防対策
「第18節 食料・飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

第25節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

| | |
|------|--------------------|
| 主管部署 | 長寿社会課、健康福祉課、七ヶ浜国際村 |
| 関係部署 | 塩釜地区消防事務組合、社会福祉施設 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|------------------|----|-------|-------|
| ● | 社会福祉施設の安全確保対策 | ○ | | ○ |
| ● | 要配慮者等への避難支援対策 | ○ | ○ | |
| ● | 避難行動要支援者への災害予防対策 | ○ | ○ | |
| ● | 外国人への支援対策 | ○ | | ○ |
| ● | 旅行者への支援対策 | ○ | | ○ |

詳細は、地震災害対策編 P.80 第1章 災害予防対策

「第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

第26節 複合災害対策

| | |
|------|-----------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室 |
|------|-----------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------|----|-------|-------|
| ● | 複合災害の応急対策への備え | ○ | | |
| ● | 避難・退避体制の整備 | ○ | | |
| ● | 複合災害に関する防災活動 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.115 第1章 災害予防対策
「第28節 複合災害対策」を準用する。

第27節 遺体等の搜索・処理・埋葬

| | |
|------|-----------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室 |
|------|-----------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|--------------|----|-------|-------|
| ● | 業務対応マニュアルの作成 | ○ | | |
| ● | 遺体安置所備品の備蓄 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.88 第1章 災害予防対策
「第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第28節 災害廃棄物対策

| | |
|------|------------|
| 主管部署 | 町民生活課 |
| 関係部署 | 宮城東部衛生処理組合 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|------------------------|----|-------|-------|
| ● | 災害時の相互協力体制の整備 | ○ | | |
| ● | 分別収集等の周知 | ○ | | |
| ● | 資機材の備蓄、収集運搬車両、清掃機器等の整備 | ○ | | |
| ● | 広域的な処理・処分計画の作成 | ○ | | |
| ● | 協力・応援体制の整備 | ○ | | |
| ● | 避難所の生活環境の確保 | ○ | | |

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.90 第1章 災害予防対策
第22節 災害廃棄物対策「第1. 目的」を準用する。

第2. 処理体制

詳細は、地震災害対策編 P.90 第1章 災害予防対策
第22節 災害廃棄物対策「第2. 処理体制」を準用する。

第3. 主な措置内容

詳細は、地震災害対策編 P.91 第1章 災害予防対策
第22節 災害廃棄物対策「第3. 主な措置内容」を準用する。

第4. 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築

県及び町の海岸管理者は、津波により海に流出した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じることができるよう、あらかじめ関係機関等の連携・協力体制を構築する。

なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・伝達

| | |
|------|-----------------|
| 主管部署 | 総務部 |
| 関係部署 | 東日本電信電話（株）宮城事業部 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-------------------|----|-------|-------|
| ● | 津波警報の伝達 | ○ | ○ | |
| ● | 地震・津波情報 | ○ | | |
| ● | 災害情報の収集・伝達 | ○ | | |
| ● | 被害状況等の報告 | ○ | | |
| ● | 異常現象を発見した場合の通報 | ○ | | |
| ● | 通信手段の確保 | ○ | | ○ |
| ● | 公衆電気通信施設の優先的利用 | ○ | | ○ |
| ● | 非常時の通信の確保 | ○ | | ○ |
| ● | 県、町防災行政無線施設の確保・復旧 | ○ | | |
| ● | 放送要請の依頼 | ○ | | |
| ● | 郵便葉書等の交付 | ○ | | ○ |

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.130 第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達「第1. 目的」を準用する。

第2. 緊急地震速報

詳細は、地震災害対策編 P.130 第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達「第2. 緊急地震速報」を準用する。

第3. 大津波警報、津波警報等の伝達

1. 県の対応

県は、津波警報等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、旅行者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、津波フラッグ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワ

ンセグ、ソーシャルメディア等のあらゆる手段の活用を図る。

2. 町の対応

町は、仙台管区気象台からの情報の内容を鑑みて、避難指示等を、町防災行政無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。

なお、町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

第4. 地震・津波情報

仙台管区気象台は、津波警報等・津波予報及び地震情報や津波情報を伝達する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。

1. 情報の種類

(1) 津波警報等

①津波警報等の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」等の言葉発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》

| 津波警報等の種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害ととるべき行動 |
|----------|--|-------------------|------------|---|
| | | 数値での発表 | 巨大地震の場合の発表 | |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合 | 10m超 (10m<予想高さ) | 巨大 | 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| | | 10m (5m<予想高さ≤10m) | | |
| | | 5m (3m<予想高さ≤5m) | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 | 3m (1m<予想高さ≤3m) | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 1m (0.2m≤予想高さ≤1) | (表記しない) | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。 |

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

②津波警報等の留意事項

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

① 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

《津波情報の種類と発表内容》

| 情報の種類 | 発表内容 |
|--------------------------------|--|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (※1) | 各津波予報区の津波の到達予想時刻 (※2) や予想される津波の高さ (発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載) を発表 |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表 |
| 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 (※3) |
| 沖合の津波観測に関する情報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 (※4) |

- (※1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報 (VTSE41)」に含まれる。
- (※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- (※3) 津波観測に関する情報の発表内容について
沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

《沿岸で観測された津波の最大波の発表内容》

| 警報・注意報の発表状況 | 観測された津波の高さ | 内容 |
|-------------|------------|-------------------------------|
| 大津波警報 | 1m 超 | 数値で発表 |
| | 1m 以下 | 「観測中」と発表 |
| 津波警報 | 0.2m 以上 | 数値で発表 |
| | 0.2m 未満 | 「観測中」と発表 |
| 津波注意報 | (すべての場合) | 数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現) |

(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大級の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大級の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大級の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

《沖合で観測された津波の最大級（観測値及び沿岸での推定値（※5））の発表内容》

| 発表中の津波警報等 | 沿岸で推定される津波の高さ | 発表内容 |
|-----------|---------------|--------------------------------|
| 大津波警報 | 3m 超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 3m 以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波警報 | 1m 超 | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |
| | 1m 以下 | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表 |
| 津波注意報 | (すべての場合) | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 |

- (※5) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値だけではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

②津波情報の留意事項

- 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

③津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

《津波予報の発表基準とその内容》

| 発表基準 | 内容 |
|--|--|
| 津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表） | 津波の心配なしの旨を発表 |
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表 |
| 津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表） | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っでの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

（注）「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）で発表される。

（3）担当津波予報区

仙台管区気象台が通知を担当する津波予報区（津波予報を担当する対象の沿岸域）は東北地方沿岸であり、宮城県沿岸の津波予報区は「宮城県」である。

2. 仙台管区気象台からの情報の伝達

詳細は、地震災害対策編 P.133 第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達 第3. 地震・津波情報
「2. 仙台管区気象台からの情報の伝達」を準用する。

3. 放送事業者の対応

詳細は、地震災害対策編 P.134 第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達 第3. 地震・津波情報
「4. 放送事業者の対応」を準用する。

第5. 災害情報収集・伝達

詳細は、地震災害対策編 P.134 第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達「第4. 災害情報の収集・伝達」を準用する。

第6. 通信・放送手段の確保

詳細は、地震災害対策編 P.139 第2章 災害応急対策
第2節 情報の収集・伝達「第6. 通信・放送手段の確保」を準用する。

第2節 災害広報活動

| | |
|------|-----|
| 主管部署 | 総務部 |
|------|-----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|------------------|----|-------|-------|
| ● | 緊急広報の実施 | ○ | | |
| ● | 一般情報の総合的な広報活動の実施 | ○ | | |
| ● | 各部との情報の共有化 | ○ | | |
| ● | 報道機関への情報の発表 | ○ | | |
| ● | 防災関係機関の広報活動 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.143 第2章 災害応急対策
「第3節 災害広報活動」を準用する。

第3節 防災活動体制

| | |
|------|----------------------|
| 主管部署 | 全部署 |
| 関係部署 | 塩釜地区消防事務組合、消防団、塩釜警察署 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|--------------------|----|-------|-------|
| ● | 災害応急対策の活動体制 | ○ | | |
| ● | 災害時の配備体制 | ○ | | |
| ● | 動員の伝達及び配備 | ○ | | |
| ● | 災害対策本部の整備 | ○ | | |
| ● | 災害警戒本部の整備 | ○ | | |
| ● | 初動体制職員による初期活動体制の確保 | ○ | | |
| ● | 動員状況の記録・報告 | ○ | | |
| ● | 動員計画の周知 | ○ | | |
| ● | 自衛隊の派遣要請 | ○ | | |
| ● | 警察の活動 | ○ | | |
| ● | 消防機関等の活動 | ○ | | |
| ● | 防災関係機関の活動 | ○ | | |
| ● | 関係機関等との連携 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.117 第2章 災害応急対策
「第1節 防災活動体制」を準用する。

第4節 相互応援活動

| | |
|------|-----|
| 主管部署 | 総務部 |
|------|-----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------------|----|-------|-------|
| ● | 他の市町村長に対する応援の要請 | ○ | | |
| ● | 県への情報伝達 | ○ | | |
| ● | 応援体制の確保 | ○ | | |
| ● | 消防機関の相互応援活動 | ○ | | |
| ● | 緊急消防援助隊の応援活動 | ○ | | |
| ● | 地域内の防災指定機関の応援協力 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.182 第2章 災害応急対策
「第11節 相互応援活動」を準用する。

第5節 災害救助法の適用

| | |
|------|---------|
| 主管部署 | 財務部、総務部 |
|------|---------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------------------|----|-------|-------|
| ● | 災害救助法の適用基準 | ○ | | |
| ● | 災害救助法適用時の救助の種類、程度、期間等 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.147 第2章 災害応急対策
「第4節 災害救助法の適用」を準用する。

第6節 自衛隊の災害派遣

| | |
|------|---------|
| 主管部署 | 総務部、財務部 |
|------|---------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------------|----|-------|-------|
| ● | 災害派遣の基準及び要請の手続き | ○ | | |
| ● | 県、町と自衛隊との連絡調整 | ○ | | |
| ● | 派遣部隊の受入れ体制の整備 | ○ | | |
| ● | 派遣部隊の撤収 | ○ | | |
| ● | 経費の負担 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.176 第2章 災害応急対策
「第10節 自衛隊の災害派遣」を準用する。

第7節 救急・救助活動

| | |
|------|----------------|
| 主管部署 | 救助部 |
| 関係部署 | 塩釜地区消防事務組合、消防団 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|----------------|----|-------|-------|
| ● | 救出救護体制の整備 | ○ | | |
| ● | 救出活動の実施 | ○ | | |
| ● | 救出資機材の調達 | ○ | | |
| ● | 警察の活動 | ○ | | |
| ● | 消防機関の活動 | ○ | | |
| ● | 住民及び自主防災組織等の活動 | ○ | ○ | |
| ● | 惨事ストレス対策 | ○ | | |
| ● | 感染症対策 | ○ | | ○ |
| ● | 救急・救助用資機材の整備 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.151 第2章 災害応急対策
「第5節 救急・救助活動」を準用する。

第8節 医療救護活動

| | |
|------|-------|
| 主管部署 | 救助部 |
| 関係部署 | 塩釜医師会 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|----------------|----|-------|-------|
| ● | 医療救護班の編成 | ○ | | |
| ● | 救護所の設置 | ○ | | |
| ● | 応援要請 | ○ | | |
| ● | 医療救護活動の実施 | ○ | | |
| ● | 他機関等との連携 | ○ | | |
| ● | 情報の収集及び提供 | ○ | | |
| ● | 医薬品、医療資機材の調達 | ○ | | |
| ● | 在宅要医療患者の医療救護体制 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.155 第2章 災害応急対策
「第6節 医療救護活動」を準用する。

第9節 消火活動

| | |
|------|----------------|
| 主管部署 | 総務部 |
| 関係部署 | 塩釜地区消防事務組合、消防団 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------|----|-------|-------|
| ● | 消防本部の活動 | ○ | | |
| ● | 消防団の活動 | ○ | | |
| ● | 事業所の活動 | | | ○ |
| ● | 自主防災組織の活動 | | ○ | |
| ● | 住民の活動 | | ○ | |

第1. 目的

大規模地震・津波発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、県、町はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

また、津波で浸水した家屋、自動車等における電気配線のショート、漏電等により、大規模な市街地火災や海上火災が発生した場合、延焼防止措置や消火活動を行う。

第2. 火災応急対策

詳細は、地震災害対策編 P.159 第2章 災害応急対策
第7節 消火活動「第2. 火災応急対策」を準用する。

第10節 交通・輸送活動

| | |
|------|-----------|
| 主管部署 | 総務部 |
| 関係部署 | 自衛隊、塩釜警察署 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------|----|-------|-------|
| ● | 緊急輸送活動の実施 | ○ | | |
| ● | 緊急輸送道路の指定 | ○ | | |
| ● | 輸送拠点の整備 | ○ | | |
| ● | 陸上交通の確保 | ○ | | |
| ● | 海上交通の確保 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.165 第2章 災害応急対策
「第8節 交通・輸送活動」を準用する。

第11節 ヘリコプターの活動

| | |
|------|-----|
| 主管部署 | 総務部 |
|------|-----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|--------------------|----|-------|-------|
| ● | 県防災ヘリコプターの応援要請 | ○ | | |
| ● | 仙台市消防ヘリコプターの応援要請 | ○ | | |
| ● | 緊急消防援助隊ヘリコプターの応援要請 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.174 第2章 災害応急対策
「第9節 ヘリコプターの活動」を準用する。

第12節 避難活動

| | |
|------|------------------|
| 主管部署 | 総務部、救助部、教育部、避難所部 |
| 関係部署 | 小中学校、社会福祉施設 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|--------------------|----|-------|-------|
| ● | 要避難状況の把握活動の早期実施 | ○ | ○ | |
| ● | 避難指示の実施 | ○ | | |
| ● | 避難指示の内容及び周知 | ○ | | |
| ● | 避難誘導 | ○ | ○ | |
| ● | 避難所の開設及び運営 | ○ | ○ | |
| ● | 学校・社会福祉施設等における避難対策 | ○ | ○ | ○ |
| ● | 避難所以外への避難者の誘導 | ○ | | |

第1. 目的

町及び防災関係機関は、津波警報等及び地震情報が発表された場合又は遠地津波等のおそれがある場合、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1. 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2. 住民がとるべき避難行動

津波による浸水が想定される区域の居住者等の避難行動は立退き避難が基本であり、高台等の指定緊急避難場所等、可能な限り安全な場所への立退き避難が考えられる。

津波は突発的に発生することから、津波による浸水が想定される区域の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や沿岸市町長の避難指示等の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。

第2. 津波の警戒

- 県は、仙台管区気象台から送られた津波警報等・地震及び津波に関する情報等を県総合防災情報システム（MIDORI）により県の防災関係者、各沿岸市町及び各消防機関へ速やかに伝達する。特に特別警報に位置づけられる大津波警報の通報を

受けたときは直ちに通知する。

- 県及び町は、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、旅行客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。
- 住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。
- 防潮水門等施設管理者は、地域特性や仙台管区気象台からの津波到達予想時刻等を考慮の上、防潮水門や陸閘等の閉鎖措置を行う。
- 県は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、防災ヘリコプターを出動させ、県警ヘリコプター及び消防ヘリコプターと連携を図りながら、上空からの避難広報活動を行う。
- 県は、潮位等の情報、対応の状況等について、関係水防管理団体等（沿岸市町等）と連絡を密にし、必要に応じて管理道路の通行止め等の措置をとる。
- 塩釜警察署は、津波警報等が発表された場合は、直ちに伝達系統図に従い沿岸市町に通知し、警戒を行う。また、防災関係機関と協力して警戒活動を行う。
- 東北地方整備局は、津波警報等発表時には、直ちに地震災害の防災体制に入る。また、津波等に関する情報を収集し、道路情報板及び路側放送等で情報を提供する。
- 宮城海上保安部は、津波警報等が発表された場合、船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器、たれ幕等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図り、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行うなど、防災関係機関と協力して警戒に当たる。

第3. 避難指示等

町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な避難指示等を発令し、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。

1. 避難指示等を行う者

詳細は、地震災害対策編 P.189 第2章 災害応急対策

第13節 避難活動 第3. 避難指示等「1. 避難指示等を行う者」を準用する。

2. 町長の役割

町長が、津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示等の発令を行う。

- 津波は、30cm 程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性がある。このため、どのような津波であれ危険地域からの一刻も早い避難が必要であり、高齢者等避難は発令せず、基本的に避難指示のみを発令する。
- 避難指示の発令の必要な地域については、町が策定する津波浸水想定区域図等に基づき、町が大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高により、地域の実情に勘案し指定する。
- 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、また、地震動は（震度）は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示を発令する。
なお、過去に、こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあつては、過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難指示を発令する際の発令基準を定めておくことが重要である。
- 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、また、放送ルート以外の法定ルート等により町長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

3. 知事の役割

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代わって立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を実施する。

4. 警察の役割

詳細は、地震災害対策編 P.190 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第3. 避難指示等「4. 警察の役割」を準用する。

5. 宮城海上保安部の役割

詳細は、地震災害対策編 P.190 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第3. 避難指示等「5. 宮城海上保安部の役割」を準用する。

6. 自衛隊の役割

詳細は、地震災害対策編 P.190 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第3. 避難指示等「6. 自衛隊の役割」を準用する。

7. 遠地地震の場合の避難指示等

本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。沿岸市町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。

第4. 避難指示等の内容及び周知

1. 避難指示等の基準

町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。

2. 周知内容

詳細は、地震災害対策編 P.190 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第4. 避難指示等の内容及び周知「2. 周知内容」を準用する。

3. 避難の措置と周知

詳細は、地震災害対策編 P.190 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動 第4. 避難指示等の内容及び周知
「3. 避難の措置と周知」を準用する。

第5. 避難誘導

詳細は、地震災害対策編 P.191 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第5. 避難誘導」を準用する。

第6. 避難所の開設及び運営

詳細は、地震災害対策編 P.193 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第6. 避難所の開設及び運営」を準用する。

第7. 避難情報の発令等による広域避難

詳細は、地震災害対策編 P.197 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第7. 避難情報の発令等による広域避難」を準用する。

第8. 避難長期化への対処

詳細は、地震災害対策編 P.197 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第8. 避難長期化への対処」を準用する。

第9. 帰宅困難者対策

詳細は、地震災害対策編 P.198 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第9. 帰宅困難者対策」を準用する。

第10. 孤立集落の安否確認対策

詳細は、地震災害対策編 P.199 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第10. 孤立集落の安否確認対策」を準用する。

第11. 広域避難者への支援

詳細は、地震災害対策編 P.199 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第11. 広域避難者への支援」を準用する。

第12. 在宅避難者への支援

詳細は、地震災害対策編 P.200 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第12. 在宅避難者への支援」を準用する。

第13. 学校・社会福祉施設等における避難対策

詳細は、地震災害対策編 P.201 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第13. 学校・社会福祉施設等における避難対策」を準用する。

第14. 避難所以外への避難者の誘導

詳細は、地震災害対策編 P.201 第2章 災害応急対策
第13節 避難活動「第14. 避難所以外への避難者の誘導」を準用する。

第13節 応急仮設住宅等の確保

| | |
|------|---------|
| 主管部署 | 建設部、救助部 |
|------|---------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|----------------|----|-------|-------|
| ● | 応急仮設住宅の建設 | ○ | | |
| ● | 応急仮設住宅の供与 | ○ | | |
| ● | 公営住宅の活用等 | ○ | | |
| ● | 住宅の応急修理 | ○ | | |
| ● | 建設資材及び建築技術者の確保 | ○ | | ○ |

詳細は、地震災害対策編 P.202 第2章 災害応急対策
「第14節 応急仮設住宅等の確保」を準用する。

第14節 相談活動

| | |
|------|-----------------|
| 主管部署 | 総務部、救助部、税務部、財務部 |
|------|-----------------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------|----|-------|-------|
| ● | 相談窓口の設置 | ○ | | |
| ● | 相談窓口設置の周知 | ○ | | |
| ● | 関係機関との連携 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.217 第2章 災害応急対策
「第16節 相談活動」を準用する。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

| | |
|------|------------------------|
| 主管部署 | 総務部、救助部 |
| 関係部署 | 消防団、七ヶ浜町社会福祉協議会、社会福祉施設 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------------|----|-------|-------|
| ● | 要配慮者の安全確保 | ○ | ○ | ○ |
| ● | 要配慮者の援護体制の確立と実施 | ○ | ○ | ○ |
| ● | 外国人への支援対策 | ○ | | |
| ● | 旅行者への対策 | ○ | | |
| ● | 事前申込手続き要配慮者への対応 | ○ | ○ | |

詳細は、地震災害対策編 P.222 第2章 災害応急対策

「第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。

第16節 愛玩動物の収容対策

| | |
|------|-----|
| 主管部署 | 救助部 |
|------|-----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------------|----|-------|-------|
| ● | 被災地域における動物の保護 | ○ | | |
| ● | 避難所における動物の適正な飼育 | ○ | ○ | |

詳細は、地震災害対策編 P.226 第2章 災害応急対策
「第19節 愛玩動物の収容対策」を準用する。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

| | |
|------|---------|
| 主管部署 | 救助部、水道部 |
|------|---------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-------------|----|-------|-------|
| ● | 食料の供給 | ○ | | |
| ● | 炊き出しの実施 | ○ | ○ | |
| ● | 応急給水の実施 | ○ | | |
| ● | 生活必需品等の供給 | ○ | | |
| ● | 義援物資の受入れ、配分 | ○ | | |
| ● | 燃料の調達・供給 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.207 第2章 災害応急対策

「第15節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

第18節 防疫・保健衛生活動

| | |
|------|---------|
| 主管部署 | 総務部、救助部 |
|------|---------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------|----|-------|-------|
| ● | 災害防疫活動の実施 | ○ | | |
| ● | 保健衛生活動の実施 | ○ | | |
| ● | 食品衛生対策 | ○ | | |

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.228 第2章 災害応急対策
第20節 防疫・保健衛生活動「第1. 目的」を準用する。

第2. 防疫

町は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

1. 感染症の予防

- 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行いねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- 津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生等衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。
- 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

第3. 保健対策

詳細は、地震災害対策編 P.229 第2章 災害応急対策
第20節 防疫・保健衛生活動「第3. 保健対策」を準用する。

第4. 食品衛生対策

詳細は、地震災害対策編 P.231 第2章 災害応急対策
第20節 防疫・保健衛生活動「第4. 食品衛生対策」を準用する。

第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

| | |
|------|---------|
| 主管部署 | 総務部・救助部 |
|------|---------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|----------|----|-------|-------|
| ● | 安否確認 | ○ | | |
| ● | 遺体等の搜索 | ○ | | |
| ● | 遺体の処理・収容 | ○ | | |
| ● | 遺体の火葬・埋葬 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.232 第2章 災害応急対策
「第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第20節 災害廃棄物処理活動

| | |
|------|-----------------------|
| 主管部署 | 救助部 |
| 関係部署 | 宮城東部衛生処理組合、塩釜地区消防事務組合 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|----------|----|-------|-------|
| ● | 災害廃棄物の処理 | ○ | | |
| ● | 障害物の除去 | ○ | | ○ |

第1. 目的

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第2. 災害廃棄物の処理

詳細は、地震災害対策編 P.238 第2章 災害応急対策
第23節 災害廃棄物処理活動及び障害物の除去
「第2. 災害廃棄物の処理」を準用する。

第3. 処理体制

詳細は、地震災害対策編 P.238 第2章 災害応急対策
第23節 災害廃棄物処理活動 第3. 廃棄物処理「1. 処理体制」を準用する。

第4. 処理方法

詳細は、地震災害対策編 P.240 第2章 災害応急対策
第23節 災害廃棄物処理活動 第3. 廃棄物処理「2. 処理方法」を準用する。

第5. 推進方策

詳細は、地震災害対策編 P.241 第2章 災害応急対策
第23節 災害廃棄物処理活動 第3. 廃棄物処理「3. 推進方策」を準用する。

第6. 海に流出した災害廃棄物の処理

町は、国や県及び関係機関、応援協定団体等の協力の下、津波により海に流出した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じる。

なお、そのための体制の構築に当たり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に留意する。

第7. 障害物の除去

詳細は、地震災害対策編 P.242 第2章 災害応急対策
第23節 災害廃棄物処理活動 「第4. 障害物の除去」を準用する。

第21節 社会秩序維持活動

| | |
|------|---------------|
| 主管部署 | 総務部、産業部 |
| 関係部署 | 塩釜警察署、宮城海上保安部 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|------------|----|-------|-------|
| ● | 生活必需品の流通調査 | ○ | | ○ |
| ● | 警察の活動 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.237 第2章 災害応急対策
「第22節 社会秩序の維持活動」を準用する。

第2.2節 教育活動

| | |
|------|------|
| 主管部署 | 教育部 |
| 関係部署 | 小中学校 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------|----|-------|-------|
| ● | 学校教育施設の応急復旧対策 | ○ | ○ | |
| ● | 社会教育施設の応急復旧対策 | ○ | | |
| ● | 文化財の応急措置 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.243 第2章 災害応急対策
「第2.4節 教育活動」を準用する。

第23節 防災資機材及び労働力の確保

| | |
|------|-----|
| 主管部署 | 総務部 |
|------|-----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------|----|-------|-------|
| ● | 防災資機材等の調達 | ○ | ○ | |
| ● | 労働者の確保 | ○ | ○ | |

詳細は、地震災害対策編 P.249 第2章 災害応急対策
「第25節 防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

第24節 公共土木施設等の応急対策

| | |
|------|-------------|
| 主管部署 | 建設部、産業部、救助部 |
|------|-------------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------------|----|-------|-------|
| ● | 公共土木施設等の緊急点検・応急措置 | ○ | | |
| ● | 被災建築物に関する応急危険度判定の実施 | ○ | | |

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.253 第2章 災害応急対策
第26節 公共土木施設等の応急対策「第1. 目的」を準用する。

第2. 交通対策

1. 道路

道路管理者は、情報板等により、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

2. 海上

宮城海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の制限及び津波による危険が予想される場合には、船舶を安全な海域へ退避させるなどの措置を講じ、港湾管理者は、港湾区域における漂流物発生対策等の必要な措置を講じる。

第3. 道路施設

詳細は、地震災害対策編 P.253 第2章 災害応急対策
第26節 公共土木施設等の応急対策「第3. 道路施設」を準用する。

第4. 用水路管理施設

詳細は、地震災害対策編 P.254 第2章 災害応急対策
第26節 公共土木施設等の応急対策「第4. 用水路管理施設」を準用する。

第5. 海岸保全施設

1. 緊急点検

海岸管理者は、津波の危険が無くなった後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2. 重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

3. 二次災害の防止対策

海岸管理者は、地震・津波発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には沿岸市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

第6. 港湾施設

1. 県の対応

港湾管理者は、津波の危険が無くなった後早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。

港湾施設は、震災後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。

港内には多くの瓦礫等が流され、船の航行に支障をきたすことから、支障物の有無及び水深の調査に係る深淺測量を実施後、各港毎に優先順位を付け、国の関係機関と協力し、啓開作業を実施する。

2. 東北地方整備局の対応

港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度等を勘案して、災害復旧事業の促進、再度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

3. 宮城海上保安部の対応

(1) 緊急輸送道路の確保

国土交通省と連携し港湾内の啓開作業を行い、次いで水路測量により航路を確保する。

(2) 航路障害物の除去

港外の浮遊漂流物の除去・回収と漂流船舶の対応を行う。

(3) 安全情報の提供ほか

無線放送による航行警報やホームページによる水路通報による安全情報の提供及び航路標識の復旧に努める。

第7. 漁港施設

漁港管理者（県及び町）は、津波の危険性が無くなった後に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告版の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

漁港の航路・泊地内には多くの瓦礫や漁具等が流され、船の航行に支障をきたすことから、支障物の有無を確認後、漁港毎に優先順位を付け、啓開作業を実施する。

第8. 農地、農業施設

町は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震・津波発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 地震・津波により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- 津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。

第9. 都市公園施設

都市公園施設管理者は、地震・津波発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地となる都市公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第10. 廃棄物処理施設

- 町は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 県は、町が行う一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。
- 津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分等迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。
- 町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第11. 被災宅地に関する危険度判定等の実施

町は、被災建築物に係る応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定の円滑な実施のため、県、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、関係団体との連絡体制整備に努める。

- 被災宅地の危険度判定業務は、町の災害対策本部が実施し、県は必要な支援を行う。
- 県は町の要請を受け、被災宅地危険度判定士の派遣を行う。また、関係団体とそれらの派遣について協議を行う。

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

| | |
|------|--|
| 主管部署 | 水道部、総務部 |
| 関係部署 | 東日本電信電話（株）宮城事業部、 東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）、 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、塩釜ガス（株） |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|----------------|----|-------|-------|
| ● | 水道施設の応急復旧対策 | ○ | | |
| ● | 下水道施設の応急復旧対策 | ○ | | |
| ● | 電力施設の応急復旧対策 | ○ | ○ | ○ |
| ● | ガス施設の応急復旧対策 | ○ | | ○ |
| ● | 電信・電話施設の応急復旧対策 | ○ | ○ | ○ |

詳細は、地震災害対策編 P.258 第2章 災害応急対策
「第27節 ライフライン施設等の応急復旧」を準用する。

第26節 危険物施設等の安全確保

| | |
|------|----------------|
| 主管部署 | 総務部 |
| 関係部署 | 塩釜地区消防事務組合、消防団 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|----------------|----|-------|-------|
| ● | 危険物施設の応急措置 | ○ | | ○ |
| ● | 高圧ガス取扱事業所の応急措置 | ○ | | ○ |

詳細は、地震災害対策編 P.266 第2章 災害応急対策
「第28節 危険物施設等の安全確保」を準用する。

第27節 農林水産業の応急対策

| | |
|------|-----|
| 主管部署 | 産業部 |
|------|-----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------|----|-------|-------|
| ● | 農業施設の応急対策 | ○ | | |
| ● | ため池、堤等施設の応急対策 | ○ | | |
| ● | 漁港施設の応急対策 | ○ | | |
| ● | 農作物に関する応急対策 | ○ | | ○ |
| ● | 水産物に関する応急対策 | ○ | | ○ |

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.269 第2章 災害応急対策
第29節 農林水産業の応急対策「第1. 目的」を準用する。

第2. 農業施設

詳細は、地震災害対策編 P.269 第2章 災害応急対策
第29節 農林水産業の応急対策「第2. 農業施設」を準用する。

第3. ため池、堤等施設

詳細は、地震災害対策編 P.269 第2章 災害応急対策
第29節 農林水産業の応急対策「第3. ため池、堤等施設」を準用する。

第4. 漁港施設

詳細は、地震災害対策編 P.269 第2章 災害応急対策
第29節 農林水産業の応急対策「第4. 漁港施設」を準用する。

第5. 農産物

1. 活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期するため、県は「宮城県農政部災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「農政部災害対策本部」を、各地方振興事務所に「農政部災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、町は関係機関と緊密な連絡のもとに災害対策を講じる。

2. 除塩・湛水対策

津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。また、津波による浸水農地については、農地の塩害を防ぐため、

土壌中に残留する過剰な塩分を十分な量の真水で流し出すなどの除塩対策を講じる。なお、除塩に当たっては、真水と排水場所を確保した上で実施する。

3. 営農用資機材の確保

詳細は、地震災害対策編 P.270 第2章 災害応急対策

第29節 農林水産業の応急対策 第5. 農産物

「3. 営農用資機材の確保」を準用する。

4. 応急技術対策

(1) 農作物

| | |
|------|---|
| 水稲 | <ul style="list-style-type: none"> ● 津波による浸水があったほ場では、海水の早期排水に努めるとともに、十分な真水が確保できる場合には、掛け流し等により塩分濃度の低下を図る。 ● 用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。 |
| 畑作物 | <ul style="list-style-type: none"> ● 散水による除塩を基本とするが、湛水が可能な場合は、十分な真水で過剰な土壌中の塩分を流し出す。 ● 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。 |
| 果樹 | <ul style="list-style-type: none"> ● 被害を受けた樹園地では、へドロ等の堆積物を除去、園地の除塩対策を行う。 ● また、かん水用の真水の確保に努める。 |
| 施設園芸 | <ul style="list-style-type: none"> ● 海水が流入して作物の根域が浸水した場合、草勢の回復は望めないため、へドロ等の堆積物を除去し、園地の除塩対策を優先して行い再生産を目指す。 ● 雨水の利用、海水淡水化装置、水道水の利用等により、かん水用の真水を確保する。 ● 漏電等を確認した上で、利用可能な資機材は防錆対策を行う。 ● 除塩や用水確保が困難な場合は、養液栽培の導入も検討する。 ● 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。 |

(2) 畜産

- 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。
 - 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。
 - 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するととも

に、畜舎の改修等を順次進める。

- 近隣の井戸等から取水するなどして、給水源を確保する。
- 発電機の調達等により、空調及び地下水のポンプアップ等の電源を確保する。
- 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。
- 飼料運搬車及び集乳車の運行路を確保する。

第6. 水産業

詳細は、地震災害対策編 P.271 第2章 災害応急対策
第29節 農林水産業の応急対策「第6. 水産物」を準用する。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

| | |
|------|---|
| 主管部署 | 建設部、産業部、水道部、救助部、総務部 |
| 関係部署 | 東日本電信電話（株）宮城事業部、 東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株）、 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、塩釜ガス（株）、 塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合、自衛隊 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|------------|----|-------|-------|
| ● | 二次災害の防止活動 | ○ | | ○ |
| ● | 風評被害等の軽減対策 | ○ | | |

第1. 目的

詳細は、地震災害対策編 P.275 第2章 災害応急対策
第31節 二次災害・複合災害防止対策 「第1. 目的」を準用する。

第2. 二次災害の防止活動

1. 町又は事業者の対応

詳細は、地震災害対策編 P.275 第2章 災害応急対策
第31節 二次災害・複合災害防止対策 第2. 二次災害の防止活動
「1. 町及び事業者の対応」を準用する。

2. 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

津波浸食箇所地震、降雨等による土砂崩れの発生、浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

県及び町は、地震、降雨等による二次的な水害、津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計等の観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

3. 高潮・高浪・波浪

県及び町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事等の対策を行う。

4. 爆発危険物等

詳細は、地震災害対策編 P.276 第2章 災害応急対策
第31節 二次災害・複合災害防止対策 第2. 二次災害の防止活動
「5. 爆発危険物等」を準用する。

5. 有害物質等

詳細は、地震災害対策編 P.276 第2章 災害応急対策
第31節 二次災害・複合災害防止対策 第2. 二次災害の防止活動
「6. 有害物質等」を準用する。

6. 地震・誘発地震

詳細は、地震災害対策編 P.277 第2章 災害応急対策
第31節 二次災害・複合災害防止対策 第2. 二次災害の防止活動
「7. 地震・誘発地震」を準用する。

7. 海岸漂着危険物

県及び町の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

8. 現場作業員への配慮

町及び事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、地震による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話等の機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。

第3. 風評被害等の軽減対策

詳細は、地震災害対策編 P.277 第2章 災害応急対策
第31節 二次災害・複合災害防止対策「第3. 風評被害等の軽減対策」を準用する。

第29節 応急公用負担等の実施

| | |
|------|-----|
| 主管部署 | 総務部 |
|------|-----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|------------|----|-------|-------|
| ● | 応急公用負担等の実施 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.272 第2章 災害応急対策
「第30節 応急公用負担等の実施」を準用する。

第30節 ボランティア活動

| | |
|------|-------------|
| 主管部署 | 救助部 |
| 関係部署 | 七ヶ浜町社会福祉協議会 |

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------------|----|-------|-------|
| ● | 災害ボランティアセンターの設置 | ○ | | |
| ● | ボランティア活動の円滑化 | ○ | | |
| ● | NPO・NGOとの連携 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.219 第2章 災害応急対策
「第17節 ボランティア活動」を準用する。

第31節 海外からの支援の受入れ

| | |
|------|-----|
| 主管部署 | 総務部 |
|------|-----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------|----|-------|-------|
| ● | 海外からの救援活動の受入れ | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.187 第2章 災害応急対策
「第12節 海外からの支援の受入れ」を準用する。

第3章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

| | |
|------|----|
| 主管部署 | 全課 |
|------|----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-----------------|----|-------|-------|
| ● | 災害復旧・復興の基本方針の決定 | ○ | | |
| ● | 事業計画の策定、実施 | ○ | | |
| ● | 復興計画の策定、実施 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.278 第3章 災害復旧・復興対策
「第1節 災害復旧・復興計画」を準用する。

第2節 生活再建支援

| | |
|------|---|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、財政課、税務課、町民生活課、長寿社会課、産業課、教育総務課 |
|------|---|

詳細は、地震災害対策編 P.282 第3章 災害復旧・復興対策
「第2節 生活再建支援」を準用する。

第3節 住宅復旧支援

| | |
|------|-----|
| 主管部署 | 建設課 |
|------|-----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|-------------|----|-------|-------|
| ● | 一般住宅復興資金の確保 | ○ | | |
| ● | 住宅の建設等 | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.291 第3章 災害復旧・復興対策
「第3節 住宅復旧支援」を準用する。

第4節 産業復興支援

| | |
|------|-----|
| 主管部署 | 産業課 |
|------|-----|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|----------|----|-------|-------|
| ● | 中小企業金融対策 | ○ | | ○ |
| ● | 農林漁業金融対策 | ○ | | ○ |

詳細は、地震災害対策編 P.294 第3章 災害復旧・復興対策
「第4節 産業復興の支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

| | |
|------|----|
| 主管部署 | 全課 |
|------|----|

詳細は、地震災害対策編 P.295 第3章 災害復旧・復興対策
「第5節 都市基盤の復興対策」を準用する。

第6節 義援金の受入れ、配分

| | |
|------|-------------------------------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、財政課、町民生活課、長寿社会課、会計課 |
|------|-------------------------------|

詳細は、地震災害対策編 P.297 第3章 災害復旧・復興対策
「第6節 義援金の受入れ、配分」を準用する。

第7節 激甚災害の指定

| | |
|------|-------------------|
| 主管部署 | 総務課、防災対策室、政策課、財政課 |
|------|-------------------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|------------|----|-------|-------|
| ● | 激甚災害の調査 | ○ | | |
| ● | 激甚災害指定の手続き | ○ | | |

詳細は、地震災害対策編 P.298 第3章 災害復旧・復興対策
「第7節 激甚災害の指定」を準用する。

第8節 災害対応の検証

| | |
|------|-------|
| 主管部署 | 防災対策室 |
|------|-------|

| | 重点項目 | 行政 | 住民・地域 | 民間事業所 |
|---|---------------|----|-------|-------|
| ● | 検証の実施 | ○ | | |
| ● | 検証結果の防災対策への反映 | ○ | | |
| ● | 災害教訓の伝承 | ○ | ○ | |

詳細は、地震災害対策編P.301 第3章 災害復旧・復興対策
「第8節 災害対応の検証」を準用する。

